

総務市民委員会 会議録

日 時 令和2年3月16日（月曜日）

午前10時00分開会 午後2時48分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 議案第 1号 土浦市監査委員条例の一部改正について

(2) 議案第 2号 土浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正について

(3) 議案第 3号 土浦市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

(4) 議案第 4号 土浦市手数料条例の一部改正について

(5) 議案第 5号 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について

(6) 議案第13号 令和2年度土浦市一般会計予算（分科会）

第1表歳入歳出予算歳出中第1款（議会費）、第2款（総務費）、第3款（民生費）中第1項（社会福祉費）中第7目（消費者行政費）、第4款（衛生費）ただし第1項（保健衛生費）を除く、第8款（消防費）、第10款（公債費）、第12款（予備費）、第2表債務負担行為費、第3表地方債

(7) 議案第24号 町の区域の変更について

(8) 議案第26号 令和元年度土浦市一般会計補正予算（第8回）

第1表歳入歳出予算補正歳入全部、歳出中第2款（総務費）、第4款（衛生費）ただし第1項（保健衛生費）を除く、第8款（消防費）、第10款（公債費）、第3表地方債補正

報告事項

土浦市職員の給与水準について

自動火災報知設備誤作動事案件数について

4 その他

5 閉 会

出席委員（8名）

委員長 島岡 宏明

副委員長 今野 貴子

委員 久松 猛
委員 吉田 博史
委員 吉田 千鶴子
委員 海老原 一郎
委員 柴原 伊一郎
委員 篠塚 昌毅

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（31名）

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
議会事務局長	塚 本	哲 生
消防長	飯 村	甚
消防次長	塩ノ谷	秀 雄
秘書課長	細 野	賢 司
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨
広報広聴課長	羽 成	健 之
総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
管財課長	渡 辺	善 弘
課税課長	羽 成	信 明
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	坂 本	英 宣
市民課長	佐 野	善 則
環境保全課長	佐 賀	憲 一
環境衛生課長	五 来	顕
会計管理者	根 本	陽 一
議会事務局次長	川 上	勇 二
監査事務局長	武 藤	義 隆
消防総務課長	嶋 田	邦 彦
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	岩 松	克 彦
財政課財政係長	石 引	康 博
財政課財政係主任	生田目	晃

消防総務課課長補佐	堀	本	良	博
警防救急課課長補佐	持	丸	恒	次
消防総務課主幹	岡	野	政	和

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（2名）

男 2名

女 0名

議 員 田子 優奈

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、協議事項の付託された議案の審査に入ります。議案第1号土浦市監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**武藤監査事務局長** 議案第1号土浦市監査委員条例の一部改正について、資料1ページをお願いいたします。改正の内容でございますが、平成29年6月9日に公布されました地方自治法等の一部を改正する法律におきまして、地方自治法第243条の2が同法第243条の2の2に改められまして、令和2年4月1日付けで施行されますことから、引用されます土浦市監査委員条例の一部を改正するもので、条例そのものの内容の変更はございません。改正する条文については、条文の新旧表にお示ししましたとおりでございます。また、施行の日は、法律の施行日と同じ令和2年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第1号土浦市監査委員条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第1号土浦市監査委員条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第2号土浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**山口政策企画課長** 議案第2号土浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正についてでございます。2ページをお願いいたします。1番の条例改正の経緯をご覧ください。本条例は、一番上の箱でございますけれども、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律。こちら通称、行政手続オンライン化法に基づき制定されたものでございますが、この法律が今年の12月に情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律。通称、デジタル行政推進法に改正されまして、本条例の大部分が変更となることから、名称を変更した上で、条例の全部を改正するものでございます。2番をご覧ください。まず、改正されましたデジタル行政推進法でございますけれども、趣旨・目的といたしまして、情報通信技術。こちらはインターネットなどのネットワーク通信などでございますけれども、情報通信技術を活用いたしまして行政手続等の利便性の向上。行政運営の簡素・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項というものを定めております。その主な内容でございますけれども、行政のデジタル化とはどういったものなのか基本原則が定められております。(2)番の①の2つ目の○にありますように、個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結する。一度提出した書類は、二度提出することを不要とする。複数の手続、サービスをワンストップで実現する。こうした事項を基本原則といたしまして、行政のデジタル化を推進しなければならないというふうにしてございます。②、行政手続における情報通信技術の活用といたしまして、行政手続の

オンラインの原則。こちらは申請とか処分通知等の行政手続のオンラインでの実施を地方公共団体は、努力義務となっておりますが、原則化することや本人確認、手数料の納付もオンラインで実施すること。それには行政機関間の情報連携等によって入手や参照できる添付書類を不要とすることとしております。このような法律改正に伴いまして、本市の条例を改正するものでございます。3ページの方をご覧ください。条例の内容につきましても、3番の(1)から(6)に記載してある通りでございますが、実際に条例がどのように変更されるかと申し上げますと、中段の表の方をご覧ください。左側が改正前。右側が改正後でございます。まず条例の名称の方を土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に変更してございます。また、改正前の条例では、行政手続等についてオンラインでも可能とするというような内容でしたが、改正後はですね、オンライン実施を原則化するとともに、手数料の電子納付や本人確認のオンライン化を可能とする規定。オンライン化の適用除外や添付書類の省略を可能とする規定を追加してございます。なお、詳細につきましては、4ページから9ページに条文の方を添付してございます。最後に施行期日につきましては、公布の日としているところでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございませうか。

○**久松委員** 改正後の内容のところでは改正後にこういうふうにしますよという事なんですか。

○**山口政策企画課長** 原則オンライン化を進めますといっていることではございますけれども、事前の委員会の時にもお話したとおり、技術の方がまだついてこないという部分がございますので、そういった環境整備を進めて、デジタル化を進めて行こうというものでございます。

○**久松委員** 目標を設定したということか。

○**山口政策企画課長** はい。

○**久松委員** 了解。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第2号土浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第2号土浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第3号土浦市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**大橋納税課長** 10ページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。今しがた政策企画課の山口課長から条例の全部改正についての説明がございましたが、その条例の一部改正の理由は全く同じでございます。1番

条例改正の趣旨ですが、非常に題名の長い法律、3行目にありますように、いわゆるデジタル手続法が、先の12月16日に施行となりました。この法律の施行に伴いまして、これまでの行政手続のオンライン化法が、これが新しくデジタル行政推進法に改まりますので、引用しております市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。2番改正の内容ですが、法の改正によりまして不要となる条文を削除するとともに、根拠法の名称と条項の変更。さらに文言の修正等を行うものです。なお、詳細な内容につきましては、次の11ページと12ページに新旧対照表を添付してございます。3番条例の施行期日につきましては、条例公布の日とするものでございます。固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、納税課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第3号土浦市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第3号土浦市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第4号土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**佐野市民課長** 議案第4号土浦市手数料条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。土浦市手数料条例につきましては、手数料を徴収する事務又は事項、手数料の名称及び手数料の金額等を定めているものですが、1の条例改正の趣旨に記載がございますように、先ほども出てまいりましたデジタル手続法の一部改正によりまして、住民基本台帳法が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴いまして、交付に際して手数料を徴収するための改正と同法によりまして、番号利用法が改正され、通知カードが廃止となるため、手数料を徴収する事務等を規定する、土浦市手数料条例の一部を改正するものでございます。主な改正の内容ですが、住民票の除票の写し等・戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたため、それぞれについて、手数料を徴収するための条例別表第1に加えるとともに、併せて、現行で8の項から10の項に分類をしておりました住民票の交付手数料について、1つの項にまとめて8の項とし、戸籍の附票の除票の写し又は戸籍の附票の除票の記載事項の交付について、12の2の項を新規に追加するものでございます。また、通知カードが廃止されるため、同表中通知カードについての手数料を規定する現行の13の項を削除し、新規で追加いたしました12の2の項を13の項とし、同表14の項中番号法総務省令第28条第1項を行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に改めるものでございます。議案書の19ページをお願いいたします。条例の施行日につきましては、19ページから20ページにございます第1条が公布の日からといたしますが、20ページ

の第2条は公布の日又は、デジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定の施行日。こちら5月30日までとなっております。こちらのいずれか遅い日から、施行するものがございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

○久松委員 個人カードの発行が廃止になるということだけれども、個人カード紛失しちゃって再発行したいといたらもう出来ないということ。

○佐野市民課長 ご指摘のとおりでございます。

○久松委員 個人番号わからないよ。

○佐野市民課長 個人番号につきましては、住民票を取っていただいて、個人番号を記載するというようなことを申しただけであれば、個人番号の方は住民票で確認が出来ます。

○久松委員 了解。それちょっと知らせないとわからないんじゃないか。

○佐野市民課長 それでは広報等で掲載の方を検討させていただきたいと思います。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第4号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第5号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○五来環境衛生課長 議案第5号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。14ページでご説明させていただきます。

1番、条例改正の趣旨でございます。12月議会で議決をいただきましたが、今年度末で新治地区のごみの処理を行っております新治地方広域事務組合から脱退をいたしまして、来年度から全市のごみ処理を土浦市清掃センターで行いますことから、本条例中の新治広域の名称、さらには新治地区についての文言を削除するものがございます。条例の施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第5号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、ただ今から、予算特別委員会分科会としての審査に移りたいと思います。令和2年度土浦市一般会計予算(分科会)第1表歳入歳出予算歳出中第1款(議会費)、第2

款（総務費）、第3款（民生費）中第1項（社会福祉費）中第7目（消費者行政費）、第4款（衛生費）ただし第1項（保健衛生費）を除く、第8款（消防費）、第10款（公債費）、第12款（予備費）、第2表債務負担行為費、第3表地方債を議題といたします。執行部より説明を願います。

○川上議会事務局次長 第1款議会費についてご説明申し上げます。予算書67ページをお願いいたします。議会費の主なものでございますけれども、1節報酬は議員24名分の報酬。2節給料事務局職員8名分。5月まで1名停職になっておりますけれども、計上の方は8名分の給料でございます。3節職員手当等は議員と議会事務局職員の人数分の期末手当等でございます。次の4節共済費でございますけれども、議員及び事務局職員に掛かります共済会と職員共済会の負担金でございます。その内議員年金の原資とさせていただきます議員共済会の公費負担金の負担率、こちら36.9でございましたが、1.5ポイント下げられまして、令和2年度につきましては、35.4となりますことから、前年度より827万3,000円の減額となっております。議会分の減額の主なものがこちらになってございます。それ以下の費目につきましては、例年とおりの予算計上をさせていただいたところでございますけれども、厳しい財政状況の中、議会においても経費の見直しを進めたことが、この削減につながったものでございます。議会費の主なものは以上でございます。

○今野人事課長 2款総務費1項総務管理費1目一般管理費から3目の職員研修費までを説明させていただきます。予算書の71ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費につきましては6つの課。秘書課、企画課、総務課、人事課、管財課、及び会計課に関連いたします管理費でございます。18億3,647万4,000円で、前年度と比較いたしまして、625万1,000円の増となっております。その主な理由といたしましては、会計任用職員の社会保険加入増に伴う社会保険への増額でございます。それでは内容の説明をさせていただきます。1目一般管理費1節報酬は非常勤職員13人の任用に係る費用でございます。次に、2節給料、3節職員手当及び4節共済費は、特別職2人分と市長公室、総務部、税務部を除きます総務部、それから市民課を除く市民生活部の一部、また、会計課の職員を合わせまして131人分の人件費でございます。また後程、ご覧いただきたいと思いますが人件費といたしましては、89ページの税務総務費の2節給料から4節共済費までをはじめといたしまして、同じ費目になりますが、ここでは、ページ番号のみご紹介いたしまして説明は省略させていただきたいと思いません。まず、91ページ、戸籍住民基本台帳費。職員25人分の人件費となっております。93ページをお願いいたします。選挙管理委員会費。職員2人分の人件費でございます。それから94ページ統計調査総務費。5人分の職員の人件費となっております。95ページ監査委員費。4人分の人件費となっております。少々飛びまして107ページ3款民生費7目消費者行政費。こちらは2人分の職員の人件費となっております。また少し飛びまして129ページ4款衛生費1目清掃総務費。こちらにつきましては34人分の職員の人件費となっております。続きまして134ページ環境保全対策費。こちらは12人分の職員の人件費となっております。最後に179ページをお願いいたします。8

款消防費 1 日常備消防費。こちらにつきましては184人分の人件費となっております。ページのみの紹介とさせていただきます。恐れ入ります、71ページにお戻りいただければと思います。7節報償費でございます。こちらはスポーツ大会等の市長賞として贈呈する盾やトロフィー、それから自治表彰にかかる記念品の経費でございます。10節需用費は、事務用消耗品の購入、新聞の購読料、封筒の印刷等でございます。それから12節委託料でございますが、こちらは市の顧問弁護士への委託料や産業文化事業団に委託しております亀城プラザ指定管理料等でございます。さらに18節負担金補助及び交付金につきましては、次のページに渡りますが、負担金につきましては備考欄記載の各種団体等、13団体への負担金と地方改善対策団体2団体をはじめ、4件の補助金でございます。次に、71ページをお願いいたします。2目人事管理費でございます。こちらにつきましては、1節報酬が産業医1名の報酬でございます。10節需用費の消耗品は、新採職員の防災作業服他、事務用消耗品の購入費でございます。11節役務費は、採用2次試験時の体力測定の時けがに備えた保険及び衛生管理免許の申請手数料でございます。12節委託料をご覧いただきたいと思っております。こちらは職員採用試験の採点委託料は、教養試験、専門試験及び適性試験の採点委託でございます。職員健康診断等委託料は、職員の健康診断を委託するものでございます。内容といたしましては、定期健診、胃がん検診、子宮がん検診というのがあります。メンタルヘルス研修会委託料は、職員のメンタルヘルスケアの一貫といたしまして実施をしております職員研修につきまして、専門講師に委託するものでございます。ストレスチェック事業につきましては、平成27年12月から義務付けられましたストレスチェックの分析等を委託するものでございます。73ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金でございますが、負担金は全国市長会団体定期保険負担金につきましては、全国市長会が運営をする一般職員を対象とした死亡や高度障害に対する保険の掛金でございます。補助金が職員互助会の職員福利厚生事業補助金でございます。3目職員研修費につきましては、937万4,000円で前年度と比較いたしまして8万8,000円の減となっております。こちらにつきましては、前年並みの予算を確保しつつ、引き続き職員階層別研修、専門教養研修、派遣研修というように職員の能力、資質の向上を図ってまいりたいと考えております。内容といたしましては、7節報償費につきましては職員研修の研修講師の謝礼。10節需用費中につきましては消耗品費、こちらは研修のテキスト代等になります。18節負担金補助及び交付金は、自治大学校や茨城県の自治研修所などへの各研修期間へ職員を派遣する際の参加負担金でございます。説明は以上でございます。

○真家総務課長 4目文書費につきまして、ご説明申し上げます。こちらにつきましては郵便物の郵送料、印刷用紙やコピー用紙の購入、コピー機械の使用料が主なものでございますが、令和2年度予算は前年度比31.2パーセント減。4,550万7,000円の減となっております。74ページをお願いいたします。11節役務費の通信運搬費につきましては、主に市から発送する郵便の郵送料となっております。12節委託料につきましては、国分書庫で例年行っていた機械警備や草刈委託などが、選挙管理委員会費に付替えになった他、宍塚書庫における機械警備や廃棄文

書リサイクル委託料等を計上してございます。13節使用料及び賃借料につきましては、庁内にごございますコピー機12台分の借り上げ料や印刷機器等の借上料となっております。文書費は以上でございます。

○羽成広報広聴課長 5目広報広聴費についてご説明申し上げます。74ページをお願いいたします。広報広聴費につきましては、広報紙やホームページ・ケーブルテレビなどによります情報の提供、そして市政に対する市民からの相談、問い合わせなどへの対応、さらにはシティプロモーション、フィルムコミッションなどの事業に係る経費となっております。令和2年度予算額は8,843万4,000円と前年度比約6.3パーセントの増となっております。公式ホームページのリニューアル。また移住体験日帰りツアーなど新たに実施する事業などが主な要因でございます。各節の主な内容についてご説明申し上げます。1節報酬でございます。記者室・報道関係対応。また、フィルムコミッション対応の会計年度任用職員2名分の報酬でございます。3節職員手当等でございますが、こちらは本年4月、改正地方公務員法に伴いまして、会計年度任用職員の期末手当を新たに支給するものでございます。フィルムコミッション対応の支給条件を満たしております職員1名分でございます。7節報償費でございます。こちらは市民相談の際の弁護士や司法書士、市政広報番組「マイシティつちうら」のアナウンサー、プロモーション研修の講師などへの謝礼でございます。10節需用費でございます。こちらにつきましては毎月2回発行しております「広報つちうら」やロケ地マップの印刷経費、また、学祭TSUCHIURAや移住フェア開催時などの消耗品が主なものでございます。11節役務費につきましては、年度末に新年度の市政・予算特集号などを地元紙に掲載いたします際の広告料が主なものでございます。12節委託料につきましては、説明欄に記載してございます点字及び声の広報発行から75ページにかけましての業務に係る経費でございますが、主なものといたしましては、74ページの一番下のポツになります市内171の町内会等への広報紙配付業務。また、次の75ページになりますが、上から4つ目のポツでございます、ケーブルテレビの市政広報番組の番組制作。また、その二つ下になります、昨年からは開始をいたしましたインターネットを活用いたしました情報発信の動画制作が主なものでございますが、その他、次年度新たにですね、上から2番目になりますホームページデザイン改訂におきまして、見やすくわかりやすいホームページの全面リニューアルを行う予定でございます。また13節でございます。使用料及び賃借料につきましては、広報紙作成のために使用しております文字フォントやソフトの権利使用料。移住フェア開催時の施設使用料などが主なものでございます。最後に17節備品購入費でございますが、こちらはカメラなどの撮影機材の更新でございます。説明は以上でございます。

○佐藤財政課長 76ページをお願いします。6目財政管理費でございます。主な内容は財政課の事務経費でございます。こちらは前年度と比較しまして2,165万3,000円。85.9パーセントの減となっているところでございますが、前年度は財務システム更新がございまして、それに伴う準備委託が1,500万。システムデータ作成600万などありまして、こちらがイニシャルコストが本年度は減になったというところ

ろでございます。その他、10節需用費は予算書の印刷。それから、公会計システム保守関係、それから研修などの負担金は例年どおりでございます。以上でございます。

○**根本会計課長** 7目会計管理費につきまして、ご説明させていただきます。こちらは会計課の運営経費となっております。10節需用費中印刷製本費につきましては、決算書150冊分の作成経費と、源泉徴収票の送付用封筒の作成経費でございます。11節役務費につきましては、口座振込みなどに使用いたします伝送システムや新たに導入を予定しております電気水道などの公共料金の口座振替システムに係る手数料となっております。会計課は以上でございます。

○**渡辺管財課長** 8目財産管理費についてご説明いたします。財産管理費につきましては、本年度に比べ2,233万8,000円。4.3パーセントの減となっております。その主な理由といたしましては、三つございまして、一つ目には12節委託料におきまして、地籍測量と委託料の計上の減少。2つ目といたしまして14節工事請負費におきまして、工事費の計上が来年度ないこと。そして三つ目には13節使用料及び賃借料の内、駐車場使用料におきまして、実績に基づく利用料の減額が主なものでございます。それでは、主なものを中心にご説明いたします。1節報酬でございますが、1階市民課、福祉関係窓口前に配置しておりますコンシェルジュ4名分のもの。10節需用費でございますが、このうち、光熱水費につきましては、ウララビルを除いた街路灯や公園などの電気料及び上下水道料金でございます。次に11節役務費でございます。このうち通信運搬費につきましては、本庁舎をはじめとする施設の電話料金でございます。保険料につきましては、市が管理する建物及び公用車に係る損害保険料となっております。続きまして12節委託料でございますが、こちらは76から77ページに記載がございますように、施設維持管理に係る経費が主なものでございまして、全部で17件となっております。こちら昨年度から約500万円の減額となっておりますが、地籍測量等委託料が減額になったことが主な理由でございます。その他の委託料につきましては、来年度も今年度に引き続き、それぞれ小さな見直しの方はしておりますが、労務単価の上昇及び増税によりまして、その他の委託料全体では今年とほぼ横ばいとなっております。次の13節使用料及び賃借料でございますが、このうち、駐車場使用料は、本庁舎駐車場、市営の東西駐車場及び地下駐輪場の無料化している使用料でございます。過去2年の実績から考慮しまして、420万円の減となっております。次の17節備品購入費につきましては、公用車6台分の購入費用でございます。78ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金でございますが、このうち、ウララ管理負担金につきましては、ウララビルの共用部分と市が専有する庁舎部分に係る電気料をはじめとする光熱水費のほか、警備業務、日常保守点検業務及び各種修繕費用など、ウララビル全体に要する維持管理費用でございます。こちらウララ管理組合におきまして、小さな見直し等をしておりますが、やはり労務単価及び増税によりまして、今年度とほぼ横ばいとなっております。財産管理費については、以上でございます。

○**山口政策企画課長** 9目企画費でございます。企画費につきましては、1億7,212万2,000円で、前年度に比べまして1億203万円と大幅な増加となっております。

ます。要因といたしましては、ふるさと土浦応援寄付が増加していることから、これに伴い歳出、委託料が増額となっているものでございます。主な内容についてご説明させていただきます。まず10節需用費中消耗品でございますけれども、本年度に比べ120万円ほど増額となっております。こちらは7月6日に実施されます聖火リレーを盛り上げるための横断幕、手旗、カウントダウンボードなどを作成することが主な要因でございます。12節委託料の中のふるさと土浦応援寄付受付等委託料はお礼金代金、送料及びPR、寄付管理、配送管理等の委託料でございます。先ほどお話いたしましたとおり、本年度のふるさと納税の寄付額が増加しておりまして、歳入を本年度当初予算の1億円から2億円上積みをして、3億円としたことから、これに合わせて委託料も1億689万5,000円の増額となっております。その下のふるさと土浦応援寄付PR委託料につきましては、本市のふるさと納税をPRするためインターネットに広告等を掲載するものでございます。ひとつおきまして、サイクリングイベント開催委託料につきましては、このあと説明いたします全国シクロサミットの2日目に市制施行80周年記念事業としてサミット参加者や市民等を対象としたサイクリングイベントを開催するものでございます。79ページにまいりまして、18節負担金補助及び交付金は説明欄にもございますとおり、負担金が8件。補助金が2件でございます。このうち一番下の全国シクロサミット補助金は、全国358の自治体が加盟しております自転車のまちづくりを推進する市区町村長の会のシンポジウム、第3回全国シクロサミットが本市において開催されますことから、その経費となっております。なお、全額が会から補助されますので、本市の持出はない予定でございます。続きまして10目事務管理費でございます。事務管理費につきましては、市全体の事務の管理や電算処理の業務に係る経費で、4億347万3,000円となっております。前年に比べ137万8,000円の増となっております。主な内容についてご説明をさせていただきます。11節役務費通信運搬費は、本庁舎と外部施設の通信回線使用料でございます。12節委託料中の一つめ電算委託料は、日常的に使用している住民記録や税務などのオンラインによるデータ処理及び納付書や台帳などの作成処理の委託業務のうち、一般会計分でございます。本年度と比較しまして、約1,310万円の減となっておりますが、こちらはこれまで契約期間も委託業者もバラバラであった財務会計、公有財産管理、契約管理等の各システムを同一業者の一元管理とすることで、コストの削減が図れたことなどが主な理由でございます。このほか住宅地図、航空写真等の地図情報をパソコン上で操作する地理情報システムや、一枚おめくりいただきまして、80ページ上段の庁内ネットワークの保守管理の委託料でございます。13節使用料及び賃借料でございますけれども、まず、一番上パソコン使用料は庁内事務処理用パソコン及びプリンターのリース料でございます。近年パソコン、プリンター等の機器単価が上昇していることから、約440万円増額となっております。このほか、公共施設の予約システム、建築概要書や家屋調書等を入力管理するシステム。パソコン用のウイルス対策ソフトの使用料などが主な内容でございます。18節負担金補助及び交付金のうち負担金でございます。2項目の茨城県市町村共同システム整備運営協議会負担金は茨城県と市町村が情報システムの整備運営

を共同して行うことを目的として設立した協議会の負担金で、新年度は共同で航空写真を撮影することから930万円ほど増となっているものでございます。続きまして、一番下の交付金でございます。自治体中間サーバー・プラットフォーム管理等交付金は、全ての自治体が共同利用しておりますマイナンバー制度の情報連携のために使用するシステムの運用経費等を地方公共団体情報システム機構、ジェイリスに交付するものでございます。こちらシステム更新を予定しております、次期システムへの移行のため、設計、構築経費等が発生しております、約110万円の増となっております。このほかはほぼ例年どおりの計上となっております。説明は以上でございます。

○島岡委員長 それではここまでで、何かご質問がございますか。

○久松委員 72ページ。負担金補助及び交付金のミネルバ21負担金とは何のことですか。

○細野秘書課長 ミネルバ21負担金ですが、今回初めて予算計上するものでございまして、県内市町村長の内、昭和20年以降に生まれた県内市長で構成する組織の名称でございまして、研修会や情報交換等により連携を図りまして、郷土の発展に寄与することを目的として平成3年に設立されたものでございます。

○久松委員 もう一回。昭和20年以降に生まれた首長の団体ということですか。

○細野秘書課長 はい。そのとおりでございます。

○久松委員 平成3年に始まったんでしょ。この負担金は今年から。

○細野秘書課長 県内で44市町村ございまして、昭和20年以降に生まれた市町村長は、土浦の安藤市長を含めて、現在40名ほどおります。現在の加入者は38名ございまして、昨年当選いたしました結城市長も来年度から加入するというものでございまして、安藤市長、昭和35年が生まれということですので、今回初めて予算計上するものでございます。

○久松委員 ああ、そうか。中川市長は対象じゃなかったんだ。

○吉田(千)委員 同じページのそのミネルバの上のところなんですけど、内外情勢調査会負担金。これを教えていただければ、どういうものか教えてください。

○細野秘書課長 こちら内外情勢調査会につきましては、新聞社、時事通信社の関連会社としまして昭和29年に設立されたものでございまして、国内外の情勢について、知識の向上、そして理解の増進を目的としまして、一般社団法人となっております。講演会の実施、そして資料を提供するというのが主な活動となっております。講師には有力な政治家ですとか、経済団体の首脳といった方が講師になってございまして、県内土浦市以外にも、他の市長も加入しております。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員 今までで具体的に何か、こういったものがありますか。

○細野秘書課長 講演の実績ということでよろしいでしょうか。まず、内外情勢調査会は県南地域の支部懇談会もございまして、そこでは大学教授を講師として、外国人労働者や移民政策、宮内庁という組織という題名での講演実績がございます。

○海老原委員 広報広聴課なんだけれど、ホームページから意外と〇〇つちうらでレポーターがありますよね。最近は見えていないんだけど、更新が少ないように思うだけ

れど。その点は。

○羽成広報広聴課長 市民レポーターにつきましては、委員おっしゃるとおり、新規のレポーターがいない状況でございまして、今後、さらにレポーターの加入促進に努めてまいりたいと思います。

○海老原委員 すでに入った人でも、最近更新が少ないように思うんだけど。その点は。

○羽成広報広聴課長 確かにおっしゃるとおりでございまして、ここ一部の方の更新のみということで、大変低調な内容でございます。実際どのようなものを上げていただくを含めまして、その辺の情報発信の力についてもレポーターとよく話をしていきたいと考えております。

○海老原委員 今度は別の件でいいですか。78ページの自転車交通量調査委託料とあるんですけど、これは、場所はどの辺りを予定しているの。調査。

○山口政策企画課長 自転車交通量調査ですね、つくば霞ヶ浦りんりんロードの5ヶ所。例えばですね。総合公園、りんりんポート、りんりんスクウェア、田村のトイレ、それから藤沢の休憩所の5ヶ所で交通量調査を実施する予定でございます。

○篠塚委員 73ページの文書費について、4,550万。減額か。ちょっと細かい所を教えてくださいてもよろしいですかね。

○真家総務課長 こちら、前年度に比べて4,500万程度減額ということなんですが、こちらは昨年度、今年度ですね、書庫を、国分書庫、電動書庫、病舎組合等から移転した訳なんですが、その前に、宍塚小学校への書庫の改修工事等を行っておりまして、その改修工事費分が今回無くなるので、来年度は無くなるので、この程度の減額ということでございます。

○篠塚委員 宍塚小にほとんど移ったということで、国分書庫の方はまだ残っている訳で、その管理もしているのですか。

○真家総務課長 現在の国分書庫につきましては、書庫を全部宍塚小学校の方に移しましたので、現在残っているのは選挙管理委員会の備品等が残ってございまして、今後その空いたところにつきましては、政策企画課等々協議いたしまして、市内各所に分散しております倉庫になっている部分を集約する予定となっております。

○篠塚委員 もう1件よろしいですか。78ページの企画費のふるさと納税についてですが、委託先は、これは見直しは何年かやっているのでしょうか。まあ何社かしかないんですけども。

○山口政策企画課長 実は見直しの方を進めておりまして、今年度の9月から間口を増やすという意味で、さとふるのほかに、ふるさとチョイスと楽天の方にも掲載の方を現在もしております。

○篠塚委員 ふるさと納税をした場合の返礼品。返礼品は増えている状況なんですかね。見直しをしたりしてやっているんですけど。PRも委託先で宣伝をしているんですか。この1,100万円のところ。

○山口政策企画課長 ふるさと納税の返礼品につきましては、随時追加をしております。

て、当初からかなりの数が増えているところでございます。PR委託に関しましては、従前は冊子ですとか、新聞広告の方を出させていただいたところですが、ふるさと納税をされる99.2パーセントの方が現金というよりはインターネットを通じての寄付者だということがわかっておりますので、今年度からインターネットの方に広告の方を出させていただいているものでございます。

○篠塚委員 インターネットの広告というのはどうとどこにどういうふうに出しているんですか。

○山口政策企画課長 インターネットの広告につきましては、大きく分けまして、検索広告というのと、ディスプレイ広告というのが実はございまして、その検索広告というのは、グーグルでふるさと納税と検索をしますと、広告というような形で土浦市のふるさと納税というの検索で引っ掛かりやすくする上位部位に来るのがひとつの方法。それからディスプレイ広告というのはウェブサイトに入っていきますと、よく両側に広告が出て来るんですけれども、その広告を出しているもの。

○久松委員 75ページ。委託料のインターネットを活用した情報発信委託料けれども、これ、動画をインターネットで見られるということですよ。これ市のホームページから見られるの。

○羽成広報広聴課長 市の公式ホームページからリンクを張ってございまして、インターネット動画。ユーチューブで配信したものをアーカイブしてございまして、過去のものも見られるようになっております。

○久松委員 これは年に何回か切り替えるんですか。中身は。

○羽成広報広聴課長 こちら毎月2回番組を制作してございまして、年間24回番組を制作してございまして。毎年そのようなスケジュールで新しい番組の方を作りまして順次増やしてくような形でございまして。すべて見られるような形でございまして。

○久松委員 市のホームページからのどこから入っていくのですか。

○羽成広報広聴課長 市の公式ホームページから意外と〇〇というホームページの案内がございまして、こちらの方に入っていきますと、インターネット動画用のホームページがございまして、そちらの方で過去に撮りました市政広報のビデオでありますとかマイシティ土浦であるとか全て見られるような形となっております。

○吉田(千)委員 75ページのホームページデザイン改訂委託料なんですけど、これ新しく改訂されるということで期待をしているんですけれども、具体的に何かもう少し今お知らせできるような内容があるのか。あれば教えていただければと思います。

○羽成広報広聴課長 公式ホームページにつきましては、平成25年に一部をリニューアルをしたところでございまして、ここスマートフォン、それからタブレット等外部端末の方の使用の方が多くなってございまして、通常のパソコンよりこちらを使った検索の方が多いう状況でございまして。当時はパソコンを意識した作りとなっております、こちらにつきましては、そういったモバイル機器からも見やすくわかりやすいようなホームページデザイン、またコンテンツを考えていきたいと思っております。また、今回災害版ですね、災害版などにつきましても、もう少しわかりやすく発信できるような形で改

めたいと考えてございます。

○吉田(千)委員 ありがとうございます。本当に若い方々。通信機器。そういったものを活用してということで新しくリニューアルすることを期待するところです。それで、実はホームページからですね、印刷をする時に、ダウンロードできるものは、その大きさを出来るんですけども、こういうものですよという問題がある部分についての印刷がとても私の印刷の技術が悪いのか、字が小さく印刷されてしまうという、そういう状況があるんですけども。それはちょっと、わからないですかね。いわゆるダウンロードできるものに対してはA4できちっと字が印刷されるんですけども、案内される部分がとても小さくて見づらい状況になっているという。私の印刷の技術が出来てないからそうなのか、ちょっとわからないんですけども、もしちょっと見ていただいて、今返答は結構です。そういったことが、またこの時にですね、よく見やすくなるようになれば印刷がですね。そういったことも検討していただければなと思いましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは引続き説明をお願ひしたいと思ひます。

○飯泉市民活動課長 80ページをお願ひいたします。11目市民活動費でございます。こちらにつきましては、地区長や町内会に関する事、地域の公民館整備に関する事、神立地区コミュニティセンターに関する事が主な内容となっております。それでは主な項目につきまして、説明をさせていただきます。80ページの7節報償費につきましては、市内171名の地区長に対する報酬でございます。11節役務費のうち、保険料につきましては、町内会行事や市民体育祭などのケガや事故などに対応するため加入しております保険料となっております。下のページ、81ページをお願ひいたします。12節委託料につきましては、神立地区コミュニティセンターの指定管理及び定期点検等に関する委託料となっております。18節負担金補助及び交付金の補助金3項目のうち、中ほどにございます地域公民館建設費補助金につきましては、来年度、新築1件、修繕3件を予定しているところでございます。続きまして、12目地区コミュニティ活動推進事業費につきましては、協働のまちづくり推進事業に関するものとなっております。令和元年度と比較をいたしますと、121万5,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、この後、ご説明いたしますが、茨城県の方でですね、新たに創設いたしました補助制度につきまして、土浦市におきましても協調補助として、補助金を3分の1負担するという制度となっておりますことから、増額となったものでございます。主な項目についてでございますが、7節報償費につきましては、協働のまちづくりワークショップなど、協働のまちづくりに関する講師謝礼等となっております。18節負担金補助及び交付金につきましては、まちづくり市民会議への補助及び中学校区単位で組織されております地区市民委員会への補助となっております。また、協働のまちづくりファンド事業補助金につきましては、市民団体等が新たに実施するソフト事業に対しまして助成を行うものでございます。81ページ一番下でございます提

案型共助社会づくり支援事業助成金。こちらにつきましては、先程、ご説明しましたとおり、茨城県が創設をした補助制度となっております。内容といたしましては、NPO団体等が実施いたします社会貢献事業に対する補助制度となっております。事業主体と県が、それぞれ3分の1ずつ負担をするというものと合わせまして、事業区域となっております市町村につきましても県との協調補助ということで、県と同額の3分の1を市町村が負担するという制度設計となっておりますことから、この分の補助金分を計上したものでございます。82ページをお願いいたします。続きまして、13目国際交流費につきましては、市民の皆さんの国際理解と国際交流の推進、多文化共生に関する事業でございます。令和元年度と比較をいたしますと、268万5,000円の減額となっております。主な理由といたしましては、本年度は、多文化共生推進プランの後期計画策定費用のほか、アメリカ・パロアルト市との姉妹都市締結10年記念事業に関する補助をいただいておりますが、来年度はその分が無くなるため減額となるものでございます。主な項目についてでございますが、7節報償費につきましては、ただ今、ご説明をいたしましたとおり、多文化共生推進プランの後期計画につきまして、進行管理を担っていただく委員会の委員謝礼等でございます。18節負担金補助及び交付金の補助金のうち、中学生交換交流事業につきましては、姉妹都市でありますアメリカ・パロアルト市との交換交流に関する補助でございます。続きまして、14目男女共同参画推進費につきましては、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に関する事業でございます。令和元年度と比較をいたしますと、405万8,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、現在第3次となります男女共同参画推進計画につきまして、令和2年度が計画の最終年度となりますことから、来年度、次期計画の策定を予定してございます。また、毎年9月に開催しております男女共同参画センターフェスティバル。毎年1月に開催しております協働のまちづくりシンポジウム。この2つのイベントを統合いたしまして、1本化することに伴い、増額となったものでございます。主な項目についてでございますが、1節報酬につきましては、男女共同参画推進委員会委員への謝礼等となっております。7節報償費につきましては、男女共同参画フェスティバルのほか、各種講座の講師謝礼等となっております。12節委託料のうち、4つ目の男女共同参画推進計画策定委託料につきましては、新たな計画策定に伴う委託料となっております。説明につきましては、以上となります。

○坂本生活安全課長 15目から17目の防犯対策費、空家対策費、交通安全対策費について説明させていただきます。83ページをお願いいたします。15目防犯対策費でございます。防犯対策費の主な支出といたしましては、JR荒川沖駅と神立駅に設置しております防犯ステーションまちばんの嘱託職員の報酬。町内会等が実施しております防犯灯のLED化や電気料金の補助などでございます。前年度と比較しますと1,626万3,000円。約19パーセントの減となっております。原因は、防犯灯設置等補助金の減によるものでございます。主な支出についてご説明いたします。1節報酬につきましては、防犯ステーションまちばん荒川沖とまちばん神立の嘱託職員12名分の報酬でございます。嘱託職員は、警察官OBで荒川沖と神立それぞれ6人による交替制で、

2人の勤務体制により365日午後1時から午後10時まで開設し、防犯に努めております。18節負担金補助及び交付金の内、補助金の防犯灯設置等補助金。こちらは防犯灯のLED化を促進するため、町内会等が設置管理する防犯灯の新設及び修繕・交換をする際に、補助を行っているものでございます。令和2年度で100パーセントにLED化される予定になっております。84ページをお願いいたします。防犯灯電気料金補助金は、町内会で管理する防犯灯に係る電気料のうち、12分の8を限度に補助するものでございます。次に16目空家等対策費でございます。主な支出といたしましては、土浦市空家等対策協議会委員の報酬、空家等相談会の相談員報償、管理不全空家等の緊急的な応急措置費用などでございます。前年度とほぼ同額となっております。主な内容につきましては、1節報酬は、土浦市空家等対策協議会委員の報酬です。7節報償費は、空家等の発生を防止するための空家等相談会の相談員の報償費でございます。11節役務費の手数料は、相続人の存在、不存在が明らかでない空家に対しまして、代執行を行なう場合に市が利害関係人として家庭裁判所へ相続財産管理人選任の申立てにかかる費用でございます。12節委託料の空家等相続人調査委託料は、相続財産管理制度を活用するにあたり、所有者や相続人の調査をするにあたり、司法書士など専門家に委託した場合の費用でございます。財産管理人選任申立書作成委託料は、相続財産管理制度を活用する場合、家庭裁判所への申立書作成委託する費用でございます。次に、17目交通安全対策費でございます。主な支出といたしましては、土浦駅西口地下自転車駐車で万が一火災が発生し停電した場合に、消防設備のスプリンクラーに水を供給するポンプを作動させるための電源装置の補修工事費、放置自転車の撤去や保管、交通安全施設の表示やカーブミラーの設置などに要する経費でございます。前年度と比較しますと約36パーセント。3,490万8,000円の減となっております。原因は、神立駅西口自転車駐車の移転整備に伴う工事が終了したことによるものでございます。主な支出についてご説明いたします。1節報酬は、土浦駅及び荒川沖駅前での放置自転車対策としまして、両駅東・西口で、毎週月曜日から金曜日の午前6時から午前8時45分まで、立哨指導によりまして、放置自転車対策を非常勤職員5名分の報酬でございます。12節委託料の、通学路電柱表示板設置委託料は5年で更新する電柱の通学路標示板の制作及び取り換え費用の委託料となります。放置自転車撤去委託料は放置自転車を撤去し、保管場所への移送をシルバー人材センターに委託している分となります。85ページをお願いいたします。14節工事請負費の、自転車駐車場補修工事費は、先ほどご説明させていただきました土浦駅西口地下自転車駐車場の火災発生時、万が一停電した場合、初期消火を行うスプリンクラーに水を供給するポンプを作動させるための電源装置が劣化しているため、その補修工事費でございます。説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐野市民課長 続いて、18目支所及び出張所費でございます。支所及び出張所費につきましては、市内5ヶ所の支所及び出張所に係る、業務運営経費でございます。令和2年度は2,768万8,000円の計上で、前年度と比較し、319万1,000円。約13パーセントの増となっております。増の主な理由といたしましては、非常勤職員

報酬の引き上げ及び職員手当等の支給によるものでございます。主な内容につきましてご説明させていただきます。1節報酬につきましては、非常勤職員14名分の人件費でございます。3節職員手当等につきましては、非常勤職員14人の内10人分の期末手当でございます。8節旅費につきましては、自家用車の公用車としての利用にかかる旅費及び非常勤職員の通勤手当でございます。10節需用費につきましては、光熱水費や消耗品費等となっております。11節役務費につきましては、国道6号線沿いに設置しております南支所の案内広告看板の広告料でございます。12節委託料につきましては、支所出張所にかかる機械警備や清掃などの定期的な委託料でございます。次のページ86ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料につきましては、玄関マットなどの清掃用務使用料などのほか、テレビの受信料でございます。17節備品購入費につきましては、南支所で申請書類等を保管しております簡易倉庫の老朽化に伴う新規倉庫の購入費用でございます。市民課からの説明は以上でございます。

○真家総務課長 続きまして、19目公平委員会費につきましては、委員への報酬や会議負担金など、ほぼ例年同じ内容となっております。続きまして、20目防災費につきましてご説明申し上げます。令和2年度予算につきましては前年度比で25.9パーセント増の824万4,000円の増となっております。こちらの増加の要因といたしましては、消耗品費につきまして防災倉庫の備蓄品の量について、東日本大震災時の被害者数から今回新たに茨城南部地震の被害想定へ見直しを行ったことがまず一点としてございます。二つ目といたしましては、修繕料につきまして、防災無線のバッテリーの寿命が5年となっておりますが、現在9年経過してございまして、バッテリーの更新が必要なことから、バッテリーの交換や保健センターの無停電装置の交換等を行うといったものを予算計上しているためでございます。それでは主なものについて説明してまいりたいと思います。1節報酬につきましては、防災会議開催における委員報酬などでございます。10節需用費の内、消耗品費につきましては、災害時の備蓄用非常食購入などがございます。12節委託料につきましては、防災無線の保守点検委託や中学校にございます防災井戸の浄水装置の保守点検委託など、例年の委託業務となっております。87ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料につきましては、従前のMCA無線に比べて軽量で使いやすく、屋外でも通信可能なIP無線への更新を予定してございまして、避難所や公共施設など100台などを設置する予定となっております。それに伴うシステム使用料や通信機器の借り上げ料となっております。18節負担金補助及び交付金の内、負担金につきましては、説明欄に記載のとおりとなっております。補助金については、自主防災組織に対する補助をはじめ、平成26年度から実施してございます町内会への防災井戸整備に関する補助を引き続き行っているものでございます。続きまして21目人権と平和事業費についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、市内の中学生や市民代表を広島市の平和記念式典に派遣するほか、人権と平和のつどいを開催するなど平和関連事業を来年度につきましても行っていく予定となっております。88ページをお願いいたします。22目市制施行80周年記念事業でございます。主なものをご説明いたします。7節報償費につきましては、11月3日

に市民会館にて開催予定の記念式典での招待者、表彰者への記念品代などとなっております。10節需用費の内、消耗品費につきましては、記念式典用の看板、徽章、表彰状筒代などでございまして、印刷製本費につきましては、式典パンフレットやNHK公開番組用のポスターやチラシの印刷代となっております。11節役務費の内、広告料につきましては、市制施行80周年についての茨城新聞への広告掲載料となっております。説明は以上でございます。

○大橋納税課長 88ページの23目諸費につきましては、納税課支出の市税過誤納還付金、1億1,300万円。前年度比較300万円の増でございます。予算額につきましては、過去の平均額によって算出したものでございます。以上でございます。

○佐藤財政課長 88ページ下段ですが、24目財政調整基金費、25目市債管理基金費、26目土地開発公社対策基金費。89ページの土地開発基金費につきましては、いずれも基金の利子を積立のための科目計上でございます。28目公共施設等総合管理基金。こちらにつきましては、将来的な大規模工事、改修など施設の更新に備えるために1億5,000万円を積立てるものでございます。以上でございます。

○島岡委員長 それではここまでで、何かご質問がございますか。

○今野副委員長 84ページ。空家対策の役務費の手数料。相続人がわからない場合のその手続のためのというのは大体何件分を想定しているのでしょうか。そして、前年度は何件実際あったのか教えてください。

○坂本生活安全課長 こちらは1件分となります。

○今野副委員長 1件。

○坂本生活安全課長 はい。前年度には執行がございませんでした。

○今野副委員長 結構かかるんですね。

○坂本生活安全課長 こちらは予納金。裁判所の方に預けます予納金の方が50万円ほどかかりますので、そちらが主な支出になってございます。その他は収入印紙代とか、官報に載せるための広告料とか、そういったものがかかりまして、50万ということになっています。

○吉田(千)委員 総務課長にお伺いしたいのですが、地域防災対策整備事業の中の防災用移動無線の整備ということで、先ほどお話がありましたIP無線の整備ということなのですが、これは具体的にどのいうふうにしてこの無線が使われていくのか、それをちょっと教えてください。

○真家総務課長 今までのMCA無線はですね、かなりちょっと重量もありまして、あとはその室内で、室内から掛けた場合、かなりその電波のとおりが悪いということもございましたので、今回IP無線といいまして、ほぼ携帯電話と同じような重さで、形状で扱いやすいと。電波のとおりもですね、今までに比べて非常にとおりがよいということで、先ほども説明させていただきましたけど、市の関係各課の他、駅ですとかインフラのところですね。東電とか、ガス会社とか。そういったところに100台設置しまして、災害時にですね、連絡が取りやすいような体制を取りたいと。今も取ってはいるんですけども。さらに取りやすい状況に、体制を取ろうとしたものでございます。

○吉田(千)委員 ありがとうございます。そうしますと、災害時において使うということで、こちらは市の方々が持っているのと、それからそういった団体の方が持って両方で、相互に通信がしやすくなるという状況になるという認識でよろしいんですかね。はい。ありがとうございます。

○吉田(博)委員 財政課長、この最後のさ、公共施設の管理の基金。1億5,000万。当初予算に入れたというのは今年からだろうから、相当危機感があるような認識でいいのかな。財政的には。

○佐藤財政課長 施設の更新をこれから、一斉に更新の時代になってくるということでごさいます、あとはその、財政調整基金もごさいますけれど、財政調整基金に積み立てることに対して、国の方でも特定の総合施設の管理基金においても積み立てて行くべきということもごさいます、おっしゃったように今後は更新とか修繕とか実際にかかってきますので、それだけ危機感を持って備えていくということから、計上させていただいたところでごさいます。

○吉田(博)委員 確かに何でも基金とて、財政調整基金の方で積立ておいて、そこからいろいろ運用していくというような考え方よりは、目的をもって、目的の基金を立ち上げるというのもいいかもしれないな。その方がな。はっきりしていな。

○佐藤財政課長 おっしゃるとおりでごさいます。この公共施設等総合管理基金というのは、行政改革大綱にも位置づけさせていただいております、このうち補正予算の方でも出て来るんですけれど。そちらでも目的を持って、積立てをさせていただいているというものでごさいます。

○吉田(博)委員 大変いいことです。

○久松委員 今の件だけど、積立ての目標など設定されているのですか。

○佐藤財政課長 行政改革大綱では、毎年3億円を目標にしております。

○久松委員 今回初めてだよな。

○佐藤財政課長 積立てるのは初めてです。

○久松委員 84ページの防犯灯の電気料金ですけど、2,270万で、今年度でLED、100パーセントになるよということなんだけれども。電気料金は前年度と比べて減っているんでしょ。これ。

○坂本生活安全課長 前年度が2,236万でしたので、LEDの方は、ほぼ90パーセント終わっていますので、電気料金は、これから横ばい。電気料金の単価が上がっていけば上がっていきますし、下がれば下がるんですが、ある程度は横ばいの形になるかと思えます。

○久松委員 昨年度でかなりLEDが進んでいたから、あまり変わらないということか。

○坂本生活安全課長 はい。

○久松委員 了解。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは引き続き説明をお願いしたいと思います。

○羽成課税課長 第2項徴税費第1目税務総務費第2目賦課費についてご説明いたします。89ページをお願いします。第1目税務総務費は3億7,310万7,000円で前年度と比較して2,592万1,000円。7.5パーセントの増となっており、その主な理由といたしましては、人件費に係る給料、職員手当、共済等が主な要因となっております。第8節の旅費から第18節負担金補助及び交付金までは前年度と同様でございます。89ページの一番下のところをお願いします。第2目賦課費につきましては、4,319万3,000円で前年度と比較し1,211万5,000円。21.9パーセントの減となっており、その主な理由といたしましては、令和3年度の固定資産税の評価替えのための標準地鑑定委託料が終了したことにより、その分が減額したことによるものです。90ページをお願いします。12節委託料の主なものといたしましては、税務地図情報システム委託料につきましては、課税のための基礎資料として活用している地図情報システムへのデータに1月1日現在のデータを反映するため、土地の分筆や合筆、家屋の追加、削除等の情報を整理するためのシステムの委託料となっております。その下の土地評価委託料では令和3年度の評価替えに伴う市内への路線価の算定を委託するものでございます。次に18節負担金補助及び交付金につきましては、説明欄の全国基地協議会負担金ほか7件の負担金となっております。下から2番目の地方税電子化協議会負担金は、地方税の電子申告システム、エルタックスの運用経費を負担するものとなっております。次に一番下の軽自動車検査情報提供システムサービス利用負担金は、軽自動車の登録情報をオンラインで利用するための負担金となります。軽自動車の年度途中の登録、廃車等の移動情報や継続審査の情報を入力する負担金となります。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

○大橋納税課長 90ページ一番下の段。3目徴収費につきましては、5,002万3,000円。前年度比較187万4,000円の減。率にいたしますと3パーセントちょっとの減でございます。徴収費全体では、ほぼ前年同様の計上でございます。大きなものでは11節役務費の中で年々増加傾向にございます収納事務の手数料1,941万7,000円。それから91ページの12節コールセンター委託料1,170万円。さらに19節の中で、茨城租税債権管理機構への負担金。988万1,000円。この3つが大きなものでございます。納税課からは以上でございます。

○佐野市民課長 引続き91ページの下段のですね、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳費につきましては、91ページから92ページに記載がございますように、市民課の業務運営に要する経費でございます。2億4,155万9,000円の計上で、前年度と比較しまして、2,441万2,000円。約11.2パーセントの増となっております。増の主な理由といたしましては、非常勤職員の報酬の引き上げ、職員手当等の支給及び戸籍システムの改修に伴う委託料等が増えたものによるものでございます。それでは主な内容につきましてご説明させていただきます。1節報酬につきましては、パスポート窓口を含みます市民課窓口に従事する非常勤職員19名分の人件費でございます。前年度と比較しまして増額となっておりますが、増額の理由といたしましては、マイナンバーカードの交付体制の強化に伴います非常勤職員の増

及び非常勤職員の報酬，期末手当及び通勤手当の増によるものでございます。10節需用費につきましては，プリンタートナーなどの窓口業務で使用いたします消耗品のほか，証明書発行に使用いたします偽造防止が施されました地紋紙などの購入費用が主なものでございます。11節役務費につきましては，山ノ荘，宍塚，中村。市内3カ所の郵便局におけます住民票，印鑑登録証明書，戸籍などの証明書発行にかかる手数料及びマイナンバーカードの受付が交付で使用いたしますタブレット端末の通信費用でございます。次のページ，92ページをお願いいたします。12節委託料でございます。この委託料につきましては，平成17年3月に電算化いたしました戸籍システムの保守委託料のほか，平成28年4月に導入いたしました，マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付に伴いますシステム管理委託料。そして戸籍事務へのマイナンバー制度導入に伴いまして，戸籍法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして，戸籍情報システムの改修に伴う委託料でございます。13節使用料及び賃借料につきましては，コピー機などの借り上げ料のほか，戸籍情報システムのハード・ソフトのシステム使用料。パスポートの収入印紙，証紙の券売機の借り上げ料でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては，住民票等の証明書，コンビニ交付に伴い発生します，コンビニ交付に伴い発生いたします市町村負担金や国から10分の10の補助を受けてマイナンバーカードの発行などの事務を委任する経費として，国の機関であります地方公共団体情報システム機構。通称J-LISと申しますが，こちらに支払います個人番号カード関連事務交付金などがございます。市民課からの説明は以上でございます。

○**真家総務課長** 2目の住居表示整理費についてご説明いたします。こちらにつきましては，住居表示街区案内版の修理費，さらに行政区表示板の撤去費用等となっております。93ページをお願いいたします。4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。こちらの令和2年度予算は前年度比で17.9パーセント増の278万2,000円の増となっております。要因といたしましては人事異動の想定といたしまして職員の給料，共済費の増によるものでございます。こちらにつきましては，選挙管理委員会の委員及び事務局職員にかかる人件費，事務経費となっております。ちなみに来年度につきましては選挙の予定はございませんが，選挙があるとすれば，今，東海第二原発の県民投票の署名を集めてございまして，規定数に達しましたが，こちらの住民投票条例案が，県議会をとおるかどうにかかっております。94ページをお願いいたします。5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。こちらにつきましては，統計事務職員の人件費のほか，長年統計事務に携わっております統計調査員への表彰関係の費用。さらには茨城県統計協会への負担金などとなっております。2目国基幹統計調査費でございますが，こちらにつきましては，前年度比で704パーセント増。こちら5,573万4,000円の増となっておりますが，こちらにつきましては，令和2年度に予定されております国勢調査によるもので，その経費とそれにかかる人件費，消耗品等となっております。3目県基幹統計調査費につきましては，毎年行っております常住人口調査に伴う消耗品の購入費等となっております。説明は以上でございます。

○**武藤監査事務局長** 監査委員費でございます。95ページをご覧ください。主な節に

ついてご説明いたします。1節報酬につきましては、監査委員2名の報酬でございます。2節給料から4節共済費につきましては、職員4名分の人件費でございます。8節旅費につきましては、全国及び関東、県といった都市監査委員会の総会及び研修会等に出席するための、事務局職員の旅費並びに監査委員の費用弁償でございます。12節委託料については、工事監査を行う際に専門技術者に工事技術調査を業務委託するための費用でございます。18節負担金補助及び交付金におきましては、都市監査委員会負担金及び監査委員及び職員の研修等への参加費用でございます。監査委員費については、以上でございます。

○坂本生活安全課長 107ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費7目消費者行政費のご説明をさせていただきます。主な支出は、消費生活センターにおける相談業務や啓発活動に伴う経費等でございます。主な内容でございますが、1節報酬は、消費生活相談員3名分と非常勤職員1名分と消費者教育推進地域協議会委員4名分の報酬でございます。7節報償費は、消費者と行政を結ぶ役割を担っております消費生活モニター15名のものと、くらしのセミナーの講師謝礼及び相談員が弁護士からアドバイスを受ける際の相談報酬となっております。8節旅費は、相談員が神奈川県相模原市にあります国民生活センターなどでの宿泊を伴う研修を行うための交通費と宿泊費でございます。108ページをお願いいたします。12節委託料は、土浦市消費生活連絡協議会に委託します消費生活展開催の委託料でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○五来環境衛生課長 127ページをお開き願います。4款衛生費2項環境衛生費でございます。1目環境衛生総務費につきましては、主に環境美化、害虫駆除、動物愛護に要する経費となります。12節委託料は、所有者からの依頼によります空地の草刈や河川堤の草刈、スズメバチの駆除の経費でございます。128ページをお開き願います。18節負担金補助及び交付金です。高度処理型合併処理浄化槽設置及び旧型の単独処理浄化槽の撤去及び令和元年度から追加となりました転換に伴う宅内配管に対する補助金が主なものでございます。2目斎場費です。12節委託料は、令和3年度まで協定を締結しております市営斎場指定管理者指定管理料でございます。13節使用料及び賃借料は、葬祭業者がインターネット経由で斎場の予約や空き状況の確認を行います予約関連システムの使用料でございます。14節工事請負費は、定期的に部品の交換が必要な火葬炉の改修費用でございます。3目市営霊園費です。市が管理運営をしております国分、並木、今泉第1、第2の4つの市営霊園の維持管理費でございます。129ページをご覧ください。3項清掃費です。1目清掃総務費。こちらは職員34人分の人件費のほか、各清掃関係団体への負担金でございます。2目ごみ処理費です。主に家庭から排出されるごみや資源物の収集運搬等でございます。新治広域からの脱退によりまして運営費の負担金が減となりましたが、消費税の増税、そして指定ごみ袋の作成枚数を今年度実績に基づいて増加をしたこと。リサイクル率の上昇に伴います生ごみ、容器包装プラスチックの処理量の増により、3,753万1,000円の増となっております。7節報償費は、町内分別収集還元金及び子ども会廃品回収奨励金でございます。11節役務費は、

指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の販売店に支払う手数料です。次のページにまたがっておりますが、12節委託料は、ごみ収集運搬業務やビン、カンなどの資源物の収集運搬業務、容器包装プラスチック、生ごみ分別収集事業のための経費また有料化ごみ袋の製造委託料等でございます。130ページの中ほどになりますが、18節負担金補助及び交付金は、12月議会で債務負担行為を設定いたしました新治地方広域事務組合の施設解体にかかる負担金及び生ごみ処理容器の補助でございます。3目し尿処理費です。こちらは市内から発生するし尿の収集運搬業務に係る委託費用並びに新治地区のし尿の処理を行っております湖北環境衛生組合への負担金等の経費でございます。4目衛生センター費です。こちらは、土浦市地区から発生するし尿及び浄化槽汚泥を粕毛町にあります衛生センターにおいて処理するための経費。そして令和2年度中の完成を指しております汚泥再生処理センター整備に係る経費でございます。こちらの汚泥再生処理センターの整備にかかる年割ですね、年割額が令和2年度が大きくなっておりますため、衛生センター費の総額が前年度より13億ほど増加しております。131ページでございますが、12節委託料は、施設から発生いたします脱水汚泥の運搬処分のほか、水処理施設の運転管理業務。さらには汚泥再生処理センター整備工事の管理業務委託等でございます。14節工事請負費です。し尿処理施設整備工事は衛生センターの機械類の必要最低限の定期整備、そして汚泥再生処理センターの整備工事費でございます。5目清掃センター費です。こちらは中村西根にあります清掃センター及び白鳥町にあります最終処分場の管理運営に係る経費でございます。132ページをお開き願います。10節需用費は、工業用薬品や機械用部品、電気料が主なものでございます。12節委託料です。こちらは133ページまでまたがっておりますが、132ページの一番下、ごみ焼却、粗大ごみ処理施設運転管理委託業務につきましては、清掃センターにおきまして、38人体制で24時間ごみの焼却及び処理に当たっているものでございます。134ページをお開き願います。14節工事請負費は、清掃センター及び最終処分場の機器の定期整備工事でございます。説明は以上でございます。

○佐賀環境保全課長 134ページの下段からお願いいたします。1目環境保全対策費でございます。主に公害防止や地球温暖化対策、霞ヶ浦の水質浄化などを目的としたものでございます。2年度の予算につきましては、1億429万6,000円でございます。昨年度と比較いたしますと、1,862万5,000円の15パーセントほどの減となっております。減額となりました主な理由でございますが、地球温暖化防止計画の策定、それからPCBの廃棄物の処分が使用中を除きまして終了したということのためでございます。それでは1節報酬でございます。こちらは、環境計画進行管理委員会3名分の委員及び会計年度任用職員2名分の報酬となります。7節報償費でございますが、環境教育に係ります講師の謝礼となります。135ページをお願いいたします。11節役務費でございます。手数料につきましては、騒音計や振動計、放射線測定器などの機器の校正手数料でございます。12節委託料でございます。主に変更のあった事業について説明をさせていただきたいと思っております。下から4つ目でございます生活排水路浄化施設管理委託料。一つ下の汚泥収集運搬委託料。もう一つ下の汚泥処理委託料に

つきましては、沖宿でございます生活排水の浄化施設の委託でございます。昨年までは施設から出る汚泥の処理を単独で実施をしておりましたが、下水道施設等の汚泥の処理と日程を合わせることで安価に処理できる見込みになりましたことから、運搬と処理の委託を分けたものでございます。続きまして、18節負担金補助及び交付金でございます。136ページの方をお願いいたします。補助金の1つ目でございます住宅用環境配慮型設備導入補助金につきましては、住宅に環境に配慮した設備を新たに設置する市民の皆様へ設置費の一部を補助するものでございまして、家庭用燃料電池システムいわゆるエネファーム及び定置用のリチウムイオン蓄電システム。こちらを設置する方にそれぞれ補助単価1台当たり5万円。合計で30台分となります150万円を補助するものでございます。財源につきましては、茨城県からの補助金が10分の10となっているものでございます。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**島岡委員長** それではここまでで、何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** それでは引続き説明をお願いしたいと思います。

○**嶋田消防総務課長** 179ページをお願いいたします。8款消防費についてご説明いたします。1日常備消防費につきましては、令和2年度予算16億2,936万4,000円に対し、令和元年度は、16億1,641万1,000円で、1,295万3,000円の増額につきましては、3目の消防施設費の一部が似通った事業であるということで、1日常備消防費に移動し、業務の効率化を図ったため、金額の増に見えるものでございます。180ページをご覧ください。14節工事請負費で防火水槽解体工事費、200万円が新規でございますが、他は令和元年度とほぼ同様となっております。181ページ中段から182ページ中段をお願いいたします。2目非常備消防費。令和2年度予算7,272万9,000円に対し、令和元年度の7,408万2,000円で、135万3,000円の減額となっております。この理由の一つとして7節報償を過去3年の平均で算出しているため、減額となっているほかに12節委託料の消防団員健康診断委託料の減額がございます。これについては、働いている方は健康診断を事業所で受けてもらうことを促進してございまして、今までは事業所と団の健康診断とダブルで受けていた方もいらっしゃるようで、それを団の方で1回にしてくださいというように説明したものでございます。これは公務災害補償金の方で健康診断は受けるべきところで受けていただきたいというような方針が出されているので、このような結果となっております。続きまして、182ページの中段をお願いいたします。3目消防施設費。令和2年度予算1億1,792万1,000円に対し、令和元年度は1億1,379万5,000円で、412万6,000円の増額でございます。これは高規格救急車の購入及び茨城消防救急無線指令センター機器更新にかかる負担金の増加が理由でございます。続きまして、182ページ。一番下になります。4目水防費でございますが、令和2年度は、60万9,000円。令和元年度は61万3,000円となり、4,000円の減額となっております。説明は以上となります。

○**佐藤財政課長** 219ページをお願いいたします。10款公債費でございます。公債費全

体では1億9,157万5,000円と3.4パーセントの増を見込んでいるところでございます。1目元金でございますが、元金は、2億4,004万9,000円。4.6パーセント増でございますが、説明欄の長期債償還金。こちらについてでございますが、こちらは前年度から3億400万余円6.4パーセントほど増となっているところでございまして、こちらは大事業であります28年度の借入れ。こちら3年据え置きとなっておりますが、その元金償還が開始していたということでございます。説明欄の市場公募債一括償還金とありますが、これは例年の大好きいばらき県民債。これを平成28年に県と6市で共同で40億円を発行した市場公募債のうち、土浦市分2億円でございますが、こちら5年の満期到来に合わせまして一括して借り換えて償還するものであります。過年度借換債償還金。こちらにつきましては、全体からの歳入の市債でもご説明いたしました通り、平成21年度の銀行債を契約である借入れ条件により10年経過により利率を見直して、新たに借り換えるというものでございます。こちら市場公募債一括償還金と過年度借換条件付発行債繰上償還金は、借り換えなので、理論上、貸して同額借りる。相殺されますので、まあ、いってこいでございますので、こちらを除いた実質の長期債元金については、先ほども申し上げましたとおり、3億400万余円6.4パーセントほど増になっているものでございます。2目利子でございます。こちらについては、利率の低下及び過年度借入分の利率の見直しなどによりまして、4,847万1,000円。15.1パーセントほど減少しているというものであります。3目公債諸費。先ほど市場公募債の償還に係る手数料でございます。元金については、令和4年ごろまでがピークとなるものでございます。221ページをお願いします。12款予備費でございます。予備費は、突発的な災害や施設老朽化による増加する緊急修繕に対応するため、7,000万円の計上であります。

○**嶋田消防総務課長** 14ページ。第2表債務負担行為でございます。茨城消防指令センターの古くなった指令センター無線機器で、部分的に交換するものでございます。茨城救急無線指令センター運営協議会の負担金といたしまして、令和3年度から令和4年度までの2か年で5,221万9,000円の債務負担行為での負担措置をお願いいたしますものです。財源といたしまして、防災対策事業債での地方債充当を予定しております。説明は以上となります。

○**佐藤財政課長** 15ページでございます。第3表地方債でございます。こちらは全体会の歳入でもご説明いたしました通り、令和2年度に予定しております起債の目的、汚泥再生処理センター整備事業等の全部で20件ほどの起債の限度額、記載の通り償還方法を予算の第3表で定めるというものでございます。16ページをお開きいただきたいと思います。1番下の合計欄でございますが39億4,610万7,000円となっております。こちらでございますけれど、前年度は67億1,700万余円ということでございましたので、こちら学校給食センター、それから市民会館耐震化等がございました関係上増となっておりますが、こちらが減になったことから、前年度比では27億7,100万余円。41パーセントと大きく減となっているものでございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 それではここまでで、何かご質問がございますか。

○吉田（博）委員 消防嶋田課長さ、182ページの第3目の消防施設費なんだけれども、3目消防施設費ね。前年度からの予算だと400万ちょっとしか多くないんだけど、救急車を買うよね4,300万のね。その4,000万からのを買うんだけど、全体的には400万円しかアップしていないというのは、今回削っているところが前年度からあるのかな。どこか削っているところが。

○嶋田消防総務課長 3目の費目の中で1目に移動したものがございますので、その分の減りはございます。

○吉田（博）委員 1目に移動。

○嶋田消防総務課長 1目の方が逆に増えている結果が出ています。

○吉田（博）委員 1日常備消防。

○嶋田消防総務課長 1日常備消防費でございます。

○吉田（博）委員 何を移動したの。

○岡野消防総務課主幹 3目消防施設費より1日常備消防費につきまして、車両や施設の管理事業費というものが、重複していたものがございましたので、そういった部分を消防施設費より常備消防費の方に移動させていただいた形でございます。

○吉田（博）委員 目でもって移動したということね。それならわかる。了解。

○久松委員 180ページの工事請負費。防火水槽解体ですが。なんで防火水槽解体するのですか。

○嶋田消防総務課長 この事業は、新しくできる6号バイパスのちょうど上に防火水槽がありまして、ちょっとそこで使用するのも危険度が増しますことから、使用は出来ないということで、国の方からも移動してもらえませんかというようなことが来ておりまして、解体するものでございます。

○久松委員 1基。

○嶋田消防総務課長 1基でございます。

○久松委員 ずいぶんお金がかかるんだね。解体するのに。こんなにかかるの。

○嶋田消防総務課長 はい。200万です。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 それでは、分科会としての賛否を確認いたします。この予算について、賛成とする方は、挙手を願います。

（挙手）（賛成7）

○島岡委員長 反対の方、挙手を願います。

（挙手）（反対0）

○島岡委員長 全会一致ということにさせていただきます。予算特別委員会分科会の審査はこの程度といたします。予算特別委員会ですが、3月18日午前10時から全体会となりますので、よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

(午後0時 休憩)

(午後1時 再開)

○**島岡委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第24号町の区域の変更についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**真家総務課長** 15ページをお願いいたします。議案第24号町の区域の変更についてご説明いたします。1といたしまして、中荒川沖町へ変更する区域は荒川沖東三丁目720番の7ほか4筆でございます。2番目といたしまして変更する理由でございますが、当該土地は、荒川沖東三丁目にあるにも関わらず、荒川沖駅の西口に位置している状態にございまして、一般的な認識では、場所の把握に混乱をきたすため、隣接の中荒川沖町に町名を変更するものでございます。3番目の変更内容といたしましては表のとおりとなっております。14ページをお願いいたします。こちら議案でございます。本市の町の区域を別添の変更調書のとおり変更することにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。17ページが変更調書でございます。荒川沖東三丁目720番の7ほか4筆の土地の区域を中荒川沖町へ変更するものでございます。18ページをお願いいたします。本議案に関わります地主からの要望書でございます。19ページをお願いいたします。こちらが位置図にございまして、網掛けの区域が当該土地にあたります。そして、破線が現在の荒川沖東三丁目と中荒川沖町の町界で、これが実線部に町界が変更になるものでございます。最後に20ページが公図になります。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第24号町の区域の変更については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第24号町の区域の変更については、原案どおり決しました。

次に、議案第26号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第8回)第1表歳入歳出予算補正歳入全部、歳出中第2款(総務費)、第4款(衛生費)ただし第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第10款(公債費)、第3表地方債補正を議題といたします。執行部より説明を願います。まず、歳入及び第3表地方債補正について、関連がございますので一括して執行部より説明願います。

○**佐藤財政課長** 議案第26号一般会計補正予算の歳入について、追加議案書の10ページをお願いします。歳入歳出補正予算の事項別明細書の歳入でございます。この第8回補正予算につきましては、今補正は、歳入合計欄にもありますが、7億9,768万3,000円を増額して、総額547億3,017万5,000円とするものであります。それでは款項目節ごとにご説明しますので12ページをお開きください。1款市税でございます。市税は決算見込に基づき計上するものでございまして、市税総額では6億3,126万5,000円。0.5パーセントの増額でございまして、主な増減要因で

ございますが、1項市民税でございまして市民税は6億8,128万3,000円で6.5パーセントの増となっております。1目個人の現年度分については、見込みより個人所得が増となったことや過年度については、収納率の向上により増となっております。2目法人については、企業の業績の回復等によりまして収入の増等により増となっております。2項固定資産税でございまして、主に新規の設備投資に行われたことによりまして償却資産が増等があったことによりまして5,522万4,000円で0.6パーセントの増額計上でございます。

3項軽自動車税でございまして。補正増額は619万8,000円で1.9パーセントの増となっております。車両台数については、新規の台数は予算編成時の見込みよりも、13年を経過すると課税が重課となる制度がございまして、その車両が想定より増となっていることなどにより増ということでございます。4項のたばこ税でございまして。これは当初のたばこ売渡し本数が減となったことによりまして、例年の傾向でございますが、本数の減が止まらないということでございます。1億1,250万6,000円。9.2パーセントの減となっているところであります。13ページの5項都市計画税は、固定資産と連動して増となっているところでございまして。2款の地方譲与税から14ページの6款地方消費税交付金。こちらは県の見込み通知によりまして、前年度の確定見込により増減するものであります。9款環境性能割交付金でございまして、こちらの制度は自動車取得の際に環境性能の割合によって課せられるというところでございまして、その65パーセントが道路・延長面積に応じて市に交付されるものでございまして。こちら県の見込みによりまして、739万9,000円。32.0パーセントの減額しているところでございまして。15ページにまたがっておりますが、10款地方特例交付金でございまして、こちらは補正額は443万8,000円。3.9パーセント増ですが、県から通知される実交付額に合わせて補正するものであります。交付金の内容でございますが、説明欄の住宅取得控除の減収分。それから自動車税減収補填特例交付金は、自動車取得税にかかわって導入された環境性能割で県で徴収して市町村に交付されると。それから15ページの軽自動車税減収補填特例交付金は、軽自動車に係る環境性能割と。これは市税として徴収されるものでございまして、いずれも消費税の引上げに合わせて令和2年度まで環境性能による税率を1パーセントずつ減税されることからこの減収分が交付されるというものであります。続きまして、14款分担金及び負担金でございまして、こちら決算見込みに増減を補正するものでございまして。1目の民生費負担金。こちらは781万3,000円。1.5パーセント増ですが、2節障害児デイサービス等負担金は、児童デイサービス利用料の9割分が国保連合会から歳入されるというものでございまして、当初見込みより利用が増えているということでございます。増額補正をするものでございまして。また、15款の民生使用料でございまして、こちらは93万4,000円。0.1パーセントこちらは減となっております。こちらは児童デイサービスの保護者負担分となるものでございまして、こちらは今般の幼児教育無償化によりまして、3歳児から5歳児までは無償化となったことから減額となるものでございまして。15款国庫支出金でございまして、国庫支出金も事業費の確定や決算見込に基づき

まして全体では3億9,553万4,000円。4.9パーセント減額しているものでございます。まず、1項の国庫負担金でございまして5,746万円、1.1パーセントの増となっているところであります。1目民生費国庫負担金の1節国民健康保険事業費負担金は、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合を補填するもので、県から通知を受けて実績に応じて増とするものでございます。7節生活保護費負担金。こちらは扶助費の4分の3の負担金でございまして、主に受給者の医療扶助。こちらが伸びておりますことから増額ということでございます。9節の介護保険事業費負担金。こちらは介護の1号保険者に対しまして公費による保険料軽減をします。こちらは制度としまして国2分の1・県4分の1・市4分の1で補填するものでございますが、軽減額の実績により歳入も国と県の負担金を減額しているものでございます。16ページをお願いします。2項国庫補助金でございます。2項国庫補助金は1億251万1,000円。28.7パーセントの減となっております。1目総務費国庫補助金は、マイナンバーカードの交付事業費補助金で交付に関する事務費等が全国のマイナンバー発行を受け持っているJLISへの委託料の歳出の請求に基づき10分の10の補助されるものでありまして、全国的に交付枚数については増となっていることから、本市においても2,248万4,000円、98.6パーセント増額計上するものでございます。2目民生費国庫補助金。3節の児童福祉費補助金でございまして、こちらは説明欄にあります保育体制強化事業費補助金というもので、こちらは保育士さんの周辺業務の従事する方への配置への報酬等への補助金に対するものですが、当初8か所からの補助を想定していましたが、その半分の4か所にとどまったということから減額するというものでございます。6節プレミアム付商品券事業費補助金でございまして、こちらは、今回消費税の引き上げに対して、3歳未満の子育て世帯や非課税世帯に対してプレミアムを5,000円のある商品券を2万5,000円で販売するものに対して10分の10の補助金ですが、当初は、対象者非課税世帯・子育て世帯を2万7,400人ほどで概算要求していましたが、最終的に申し込みは、1万人程度と見込まれることから、特に非課税世帯が少なかったということで、歳入歳出ともに事務費とも減額するものでございます。4目教育費国庫補助金は、こちらは私立幼稚園の就園奨励費に対する3分の1の補助金でございましたが、今般の幼児教育の無償化に伴って、歳出も必要がないということで減額するものでございます。4項国庫交付金でございまして、全体費は3億5,048万3,000円。12.9パーセントの減となっているところでございまして、2目民生費国庫交付金は、説明欄にもありますが保育所等整備交付金の減というものでございまして、こちらは売却した桜川保育所と第二幼稚園について、民間事業者が整備する際の補助金であります。1億5,036万円減となっているところでございますが、こちらの要因といたしましては桜川保育所が民間事業である桜川保育園。祥風会ですね、の整備事業費が確定により減となったものと、第二幼稚園の民間事業である認定こども園もみじ園に関しては、当初、1年で終了予定でしたが、既存の増築と新築の耐震工事を施す関係で、2か年事業に変更となり、事業費も2か年に分かれたことによる単年度事業費の減となったことと、交付金は、保育部分と教育部分と別

れて交付されますが、当初両方とも国補助で予算化していましたが、教育部分の文科省の補助金については、県を経由される補助金となることから、便宜上県補助に付け替えられたためにその分減となることというものでございます。これは後ほど県補助金の方で増となって出てくるものでございます。続きまして、説明欄の二段目でございますが、子どものための教育・保育給付交付金については、私立保育園に対する給付費に対する補助金であります。対象となる施設や広域入所児童の増によるものでございます。6目土木費国庫交付金。こちらは1節道路橋梁費交付金の説明欄の上段。狭あい道路交付金でございますが、こちらは当初30年度終了予定であった狭あい道路に関する指定道路台帳の整備。こちらに交付金があったものでございますが、これが今年度も該当となるということからその分を増額計上したというものでございます。その下の道路維持補修費交付金につきましては、事業費確定に伴う減額でございます。2節河川費交付金。これは、例年の特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。こちらは防衛相の予算等の交付が決定による確定金額による減であります。3節都市計画費交付金。これは、各社会資本整備総合交付金でございます。説明欄の事業に関して当初見込と内示額の減及び事業確定に合わせて歳出とともに減するものでございます。7目教育費国庫交付金。1節耐震補強及び大規模改造工事費交付金となっておりますが、こちらの小学校費交付金は、下高津小学校・荒川沖小学校の非構造部材耐震化工事ですが、入札の減などによる工事費の確定による減額でございます。17ページをお願いします。2節社会教育費交付金でございますが、市民会館の耐震補強工事に対する交付金でございます。こちらは国費額の配分が減になったということで減額補正をしているものであります。続きまして17款県支出金でございます。全体では721万9,000円、0.2パーセントの減となっているところであります。主に国庫支出金と合わせて同内容で補助率に合わせて増減しております。主なものについて説明をいたします。1項県負担金でございますが、こちら1目の民生費県負担金。こちらは、法に位置付けられた介護や国保に対する軽減措置に対して市のルール分の繰出金であり国庫負担金と同様に確定値に合わせて整理するというものでございます。こちら負担率については、国が2分の1となるころ、県が4分の1又は4分の3となっているところであります。次に2項県補助金でございます。2目の民生費県補助金でございますが、こちらは5節の児童福祉費補助金。上段こちらは国と同様の保育事務補助員の雇用等に関する補助金で減額。下段の認定こども園施設整備費補助金についてでございますが、こちら先ほど国庫補助金で説明いたしましたが、桜川保育園・もみじこども園に対する整備補助に関するものでございますが、もみじ園に関する補助金に関しては、当初国補助で予算化していましたが、文科省の補助金は県を経由される補助金となることから便宜上県補助金に付け替えたための増額となっております。3目衛生費県補助金は、合併浄化槽関係の設置。それから4節の単独浄化槽の撤去費補助金は、設置や撤去数が想定より減となったことからの減額でございます。説明欄の森林湖沼環境税分とあるのは県の上乗せ分ということであり。こちら実績は、22基の内撤去8基を見込んでいましたが、新設10基、撤去2基となったことによる減額となっております。18ページをお願いします。4目農林水

産業費県補助。1節の農業費補助金でございます。説明欄の上段は、農業人材力強化総合支援事業費補助金であります。新規就農者への生活支援等の補助金でございます。個人に対して年150万円・夫婦に対してはその1.5倍の225万円を支給し、県から10分の10補助というものでございます。こちら当初新規個人を6人・夫婦を1組で見込んでいたところでございますが、個人の方新規3名にとどまったことによりまして、歳出と合わせて減額するものでございます。2節の林業費補助金については、説明欄の身近なみどり整備推進事業費補助金でございます。こちらについては当初の見込み600万円に対して、条件などから申し込みが少なく、270万円に減額をするものでございます。5目土木費県補助金は、国土調査費に対する補助額内示による減額でございます。3項県委託金1目 総務費県委託金については、参議院選挙の事業費確定による歳出と同額の減でございます。4項県交付金でございます。4目の農林水産業費県交付金1節農業費交付金でございますが、機構集積協力金の減とありますが、こちらについては機構集積協力地域が大幅に減となったことによる減額補正でございます。5目教育費県交付金でございます。こちらは茨城国体の補助対象事業費に対して3分の2が補助されるものですが、概算要求をしておりましたところ事業費が確定したことによって減額するものでございます。

○島岡委員長 それではここまでで、何かご質問がございますか。

○久松委員 16ページのプレミアム商品券の補助金。これは対象の人員と実績と。数字わかりますか。

○佐藤財政課長 当初、非課税世帯が2万4,682世帯。それから子育て世帯が2,735世帯を想定していました。実際申し込みがあった方は、非課税世帯が6,600世帯。逆に子育て世帯は3,400世帯と多かったということで、合計1万世帯程度にとどまっております。非課税世帯の方は2万5,000円という。販売をするので、申し込みの段階でそこも少なかったというところもあるというものです。全国的な傾向で。

○久松委員 これプレミアム商品券は、どういうふうになっているんだっけ。いくら。

○佐藤財政課長 2万5,000円を2万円で購入すると、5,000円のプレミアムと。

○久松委員 まあ、非課税世帯で2万円を一度に出すのは、きついなよな。わかりました。

○吉田(博)委員 今の久松委員のあれだけど。前回のプレミアム商品券の時には、国から非課税世帯に対してお金がいったんですよ。そのお金でもってみんな買ったから非課税世帯も買ったんだけど。今回はそのところを踏まないから、子育て世帯はどんどん買っているけれどな。その見誤りだと思うんだよな。

○久松委員 一度に2万円も出すというのは大変だよ。

○吉田(博)委員 そうだよ。自腹で出すということは出来ないということ。

○吉田(千)委員 みなさんと同じ意見なんです。あのプレミアム商品券。一応4,000円で5,000円分ずつ分割しても買えるというシステムにはなっていたようなんです。

○佐藤財政課長 はい。そうです。

○吉田(千)委員 そうは言っても中々自分でね、4,000円を出して1,000円のプレミアムという状況にはなるんだけど、その辺が大変難しかったのかなというのと。具体的に何かそのほかに、これがうまくいかなかった要因というものについて、何かそのほかのことでございますか。

○佐藤財政課長 どうしても非課税世帯の方が、お年寄が多いということがございまして、中々申し込みまで行かないというのと、その使うところ。そういうところもちよつと根回しというところがあったのかなというのは担当課は話をしています。

○久松委員 子育て世帯、人数をもう一回教えてくれる。

○佐藤財政課長 子育て世帯は、当初想定では2,735世帯。

○久松委員 実績は3,000件ということはどういうこと。

○佐藤財政課長 これは当初は見込みがちよつと難しかったということで、単純に住民票の世帯で、世帯で2,735世帯あったということなんですけれど。実際そこにお子さん1人いれば1件ということなので、若干増えている。1人についてということで。

○久松委員 1人についてだから。そういうことか。はい。わかりました。了解。

○篠塚委員 市税のたばこ税に関して、これは電子たばこも増税になって、加えられた金額でしたっけ。ちよつと確認させていただいて。

○羽成課税課長 補正の売り上げ本数については電子たばこも加わっております。

○篠塚委員 電子たばこは年度途中からでしたっけ。最初から入っていたんでしたっけ。

○羽成課税課長 年度当初からです。

○篠塚委員 じゃあ、たばこを吸っている人が少なくなったということですね。単純に売り上げが減ってきたというこの減額の理由は。

○羽成課税課長 はい。全体的にたばこを吸っている喫煙者の方が少なくなってきたということです。

○佐藤財政課長 一応参考までに当初売り渡し本数として21万5,000本を見込んでいたんですが、それより2万本減の19万5,000本ということで、やっぱり本数の減が止まらないということです。

○島岡委員長 その他何かございせんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは引続き説明をお願いしたいと思います。

○佐藤財政課長 19ページにまたがってますが、18款財産収入でございます。1項2目利子及び配当金。こちらは、今年度の基金の利子の計上でございます。19款。こちらは19ページ。寄付金でございます。2目民生費寄付金でございます。こちらは2名と2団体4件から福祉のために使っていただきたいという寄付があったというものであります。20款繰入金でございます。1項基金繰入金でございますが、1目財政調整基金繰入金。こちらは、当初予算は5億万円の予算計上しておりましたが、年度中に2億7,868万6,000円を補正予算に際して減額計上しましたので、こちらは補正前の予算額にもありますとおり予算減額で2億2,131万4,000円について、最終では減額補正し、本年度財政調整基金の繰入は無しとしているところでございます。

2目市債管理基金繰入金。こちらと同様で、繰入れは無しとするものでございます。3目協働のまちづくり基金繰入金については、当初都市計画課のハード事業、市民活動課の地域公民館整備事業及びソフト事業に5,074万円を計上しておりまして、市民提案型ソフト事業は、継続の2件、新規5事業を見込みましたが、継続2件と新規2件ということもありまして、ハード事業の方は市民提案型、景観形成型など9事業を見込みましたが該当がなかったということで、総繰入金は3,365万6,000円となったことから、当初予算との差額分1,330万9,000円を補正減するものでございます。7目の市立学校施設整備基金繰入金でございますが、こちらは大岩田小学校のプールの目隠しフェンス工事に当初420万円の繰入れの予定でしたが、そのあと基礎工事が追加で必要となったことから、後から40万1,000円を追加で繰入れたことによりまして増額して最終的には460万1,000円を繰入れしたということになります。続きまして20ページでございます。20款繰越金でございます。繰越金につきましては、平成30年度の剰余金の残りを最終予算化するものでございます。22款諸収入でございます。3項貸付金元利収入でございます。1節の興農関係融資貸付金。これは、苗の購入などに対する融資申し込みが少なかったということから、市からの歳出である貸付金を減額する。そのため、元金収入も同じ額を減額計上するというものであります。4項の受託事業収入の3目土木費受託事業収入は、神立西口停車場線と神立駅西口通線を結んで、暫定供用開始するに当たりまして、効率性の観点から西口通りの区画整理地内の工事を停車場線工事と一体公園街路課で工事を行うこととしたために一組からの受託工事収入として計上しているものであります。5項でございますが、雑入でございますが、雑入では説明欄の一番上、コミュニティ事業助成金は、宝くじの収益金の中から町内会の祭事などに対する250万円の助成ですが、今年度2件を予定しておりましたが、1件が不採択になったため、減をするというものでございます。その下の空き地の草刈は実績による減。その下、多面的機能支払交付金返還金の減となっておりますが、こちらは交付額とそれから返還する額の差額を返還するものですが、当初、各団体からの返還予定額で予算を計上しましたが、最終的な調査で実績が上回ったと。返還金が少なくなったという団体が1団体あったということから、返還金額については減額するものであります。中段の土浦全国花火競技大会協賛金については、大口スポンサーが集まらなかったことによる減。それから市町村振興宝くじ交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益の一部が配当交付されるもの。それから神立駅西口自転車駐車場整備負担金は、工事費の減によります、かすみがうら市からの負担金の減であります。一番下ネーミングライツ収入については、当初、川口野球場、それから陸上競技場その他の3件の新規を見込んで530万円の予算計上をしておりましたが、最終的には、川口野球場の200万増額するというものと新規として、水郷プール、それから南部地区運動広場、それから新治運動公園野球場。こちらの月割りなどを含めて414万2,000円を増額計上したというもので総額で944万2,000円が収入されるというものでございます。21ページでございますが、後期高齢者医療特別対策補助金の額については、人間ドック・脳ドックの助成に対する広域連合からの補助金ですが、これは実績清算する

ことによる減でございます。プレミアム付商品券購入代の減については、さきほどご説明申しましたが、5,000円のプレミアムを付けて2万円の商品券を販売するものですが、その2万円の販売代金収入で、当初見込みより非課税世帯の申し込み者が減となったということから減額計上するというものでございます。22款市債でございますが、こちら事業の確定などにより全体では7,520万円の減となっているものであります。3月の市債補正については、説明欄記載の各事業の事業費の確定等により市債を増減するものがほとんどであります。主なものとしましては、4目の農林水産業費債は、共同畜舎の解体に対する事業費の確定。5目の土木費債の1節の道路橋梁費債の説明欄の道路新設改良事業費債は、入札の差金や路線の数の変更減による事業費の減でございます。急傾斜地崩壊対策事業債は、県事業の10パーセント負担金に対するものですが事業費の負担額の確定による減額でございます。3節都市計画事業費債は、各街路事業等の事業費確定による減でございますが、説明欄の上から3番目の都市施設等整備事業費債の減とありますが、こちらは土浦駅の西口エスカレーター改修・荒川沖西口のトイレ改修・および西口広場の照明LED化に対するものですが、入札差金などの事業の減に伴う減額。一番下の亀城モール整備事業費債は、年度内の工事や用地取得が見込めない箇所があるということで、事業費の減に伴うものでございます。7目の教育費債は、1節の学校施設整備債につきましては、説明欄の学校給食センター再整備事業費債につきましては、事業費の確定によるもので、その下の各学校施設整備事業費債につきましては、下高津小学校・荒川沖小学校の非構造部材の耐震化に対する事業費ですが、事業費自体は減額となっておりますが、新たに国土強靱化債というメニューが出来まして、それが該当になるということから、充当率が75パーセントから100パーセントにかき上げられることから市債自体は増額となるものでございます。2節社会教育施設整備費債につきましては、市民会館耐震化及び大規模改造事業費債の国の交付金のが減額となるため、その分市債を増すものでございます。9ページに戻りいただいて、第3表地方債補正でございます。こちらはただいま申し上げました地方債補正でございますが、補正をさせていただく市債の増減に合わせて、予算の地方債を増減補正し、予算額計にあるように全体では68億6,541万8,000円から67億8,981万8,000円ということで、全体では7,560万円、1.1パーセント減額するものでございます。歳入補正予算及び地方債補正は以上でございます。

○**島岡委員長** それではここまでで、何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** それでは引き続き説明をお願いしたいと思います。

○**真家総務課長** 22ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費4目文書費でございます。こちらは810万円の補正減でございますが、内訳といたしましてはまず、13節委託料のうち、書庫及び備品運搬委託料につきましては、契約差金について減額するものでございます。宍塚書庫機械警備委託料につきましても契約差金についての減額でございます。続きまして、旧宍塚小学校アスベスト調査委託料につきましては、当初Pタイルにアスベストが含まれているか否か調査する予定でございましたが、

工期の関係でアスベストが含まれているものと仮定してPタイルの処分を行ったため、調査を行わなかったものでございます。15節工事請負費の旧宍塚小学校転用改修工事費につきましては、書庫と教育相談室への転用改修工事費でございまして、契約差金が発生いたしました。その後、建物内の雨漏りの補修や書庫の文書棚の倒壊防止用の天繋の購入等にあたり流用を行ったため、その残額について減額するものでございます。文書費につきましては、以上でございます。

○佐藤財政課長 6目財政管理費でございます。財政管理費につきましては、説明欄の財務システム更新準備委託料。こちらについては、新年度から本格稼働します財務や会計・契約等を一括して行うシステムの改修でありまして、昨年度末にプロポーザルにて委託業者の選定を行いましたが契約差金を減額するもので、その下の財務システム移行データ作成委託料につきましては、現在システムによって業者が違うというところもございましたが、今後は選定業者が一括で運営を行うというもので、現在の運営会社のデータ移行の委託を行うもので、こちらも契約差金を減額するというものであります。

○渡辺管財課長 8目財産管理費についての減額補正につきましては、14節使用料及び賃借料におきまして、土浦駅の東西の市営駐車場の定期駐車料金の引き下げが7月1日にありまして、それに伴い執行不用額を減額補正するものでございます。以上でございます。

○山口政策企画課長 9目企画費です。企画費につきましては、合併特例債を原資とする合併振興基金の利子を積立てるものでございます。続きまして、10目事務管理費でございます。13節委託料につきましては、当初パソコン等のリースの更新に伴う初期設定、ネットワーク設定等の各種設定作業を外部委託する予定でございましたが、職員が対応したことにより委託料を減額するものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、いずれも入札により契約額が特定したことによる減でございます。19節負担金補助及び交付金の茨城情報セキュリティクラウド運営費等負担金は、負担金額確定による減。諸会議出席負担金は、負担金が掛からない別の研修会、講習会に出席したことにより減額するものでございます。以上でございます。

○飯泉市民活動課長 続きまして、22ページ一番下になります11目市民活動費。こちらにつきましては、2つの補助金の減額を行うものでございます。まず、1点目。地域公民館建設費補助金の減額についてでございますが、本年度につきましては、新築が2件、修繕が3件。計5町内分の予算をいただいております。その内の1件。右靱四区につきましては、台風の影響による公民館の屋根の雨漏りの修繕を予定しておりましたところ、町内会で加入しておりました保険にて屋根の修繕が可能となりましたことから、市の補助金等を使わなかったことに伴いまして、減額するものでございます。次に2点目。コミュニティ事業補助金の減額についてでございます。本事業につきましては、宝くじの社会貢献及び普及広報事業といたしまして、町内会の活動に必要な備品等の整備に対する助成でございます。令和元年度につきましては、2町内が申請をいたしましたが1町内のみ採択となりましたことから採択分の1町内分の補助金を減額とするものでございます。続きまして、23ページ。12目地区コミュニティ活動推進事業費。こ

ちらにつきましては、協働のまちづくりファンド事業補助金の減額を行うものでございます。本事業につきましては、本年度、合わせて7団体を予定しておりましたところ、実際に活用いただきました団体は4団体に留まりましたことから、当初の見込よりも少なく127万4,000円を減額するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○坂本生活安全課長 15目防犯対策費。17目交通安全対策費を説明させていただきます。23ページ。15目防犯対策費19節負担金補助及び交付金の補助金であります。こちらは防犯灯の電気料金の補助金についての減額でございます。2,454万4,000円に対しまして、交付決定額2,298万1,000円となりましたことから、差額の156万3,000円を減額補正するものでございます。17目交通安全対策費14節使用料及び賃借料の借地料についての減額でございます。こちらは土地を借用し無料で運営しておりました荒川沖駅の市営の臨時自転車駐車が東口に2ヶ所。西口に1ヶ所ありましたが、駅周辺の民間自転車駐車場を含め、近年の自転車駐車場の利用状況が東口の1ヶ所の運営だけで駐車台数が賄えるため、東口の1ヶ所と西口の1ヶ所を令和元年の8月末日をもって閉鎖しまして、土地を地主へ返還したことから発生しました借地料の残金93万8,000円を減額補正するものでございます。15節工事請負費の神立駅西口仮設自転車駐車場撤去工事費についての減額でございます。こちらは、神立駅西口自転車駐車場建て替えのために設けてありました仮設の自転車駐車場を、建て替え工事完了に合わせて撤去するにあたり、当初、原状回復工事を行う際、底地に敷き詰められていた砕石を産廃として処分する計画でありましたが、砕石の状態が比較的良いため、市道路課の方でストックして再利用することが可能となりまして、処分料550万円がかからなくなったことから、減額補正するものでございます。以上です。

○真家総務課長 20目防災費でございます。159万4,000円の補正減でございますが、内訳といたしましては、13節委託料のうち、防災無線設備保守点検業務委託料につきましては、契約差金について減額するものでございます。続きまして、地域防災訓練会場設営委託料につきましては、地域防災訓練を10月19日に予定してございましたが、台風19号の被害対応の関係で地域防災訓練自体を中止したことに伴いまして、当該委託契約にかかる変更契約を行った結果の差金でございます。続きまして、電算委託料につきましては、避難行動要支援者システム管理委託料につきまして、当初このシステムの稼働期間を1年間として予定して予算化していたものでございますが、計算センターの都合で納期が遅れ、結果といたしまして8か月分の委託料になったことに伴う減額でございます。14節使用料及び賃借料のうち、機械借上料につきましては、地域防災訓練音響設備賃借料につきまして、先ほどもご説明いたしましたように台風19号の被害対応により地域防災訓練を中止した結果、予算を執行しなかったことに伴う減額でございます。19節負担金補助及び交付金のうち、罹災証明者交付等システム負担金につきましては、当初、予算化に際しまして県が提示してきた概算額と実際の請求額に差異があったことに伴う減額でございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 それではここまでで、何かご質問がございますか。

○篠塚委員 電算業務委託の契約差金というお話だったんですけども、更新準備委託料ですね。1, 100万。それから作成。データの作成委託300万。ずいぶん減額になったんですが、これは業者さんが変わったのか。それをちょっと詳しく教えてください。

○佐藤財政課長 これは、実際に契約差金ということでお話したんですけど、実際プロポーザルで行いまして、プロポーザルの中で金額というところで点数が大きいウエイトを占めておりまして、その関係で当初は1, 500万で予算を組んでいたところですけど、1, 100万円落ちているということで、かなり落ちたと。データ委託の方については、茨城計算センターが今業者なんですけれども。茨城計算センターが他の業者に代わることを想定して、マックスでデータ委託の予算を組んでいたという事なんですけれども、実際取ったのが茨城計算センターだったんで、データの方の委託もそれほどかからないで済んだという感じです。

○篠塚委員 プロポーザルだから間違いはないと思うんですけど、契約とか何か確認して、ずいぶんね、1, 500万が400万くらいで取った訳でしょ。それは大丈夫だったんですね。

○佐藤財政課長 これは勝負してきたとしか思えないですけど。確かに今まではそうその金額だったんですけど、業者が何社か来て、その業者も結構システムについては全国的には強い業者だったんで、そこにシェアの問題とかがあって、競争の原理で。システム自体は順調に進めてあります。来年度から、当初から進められるようになってます。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは引続き説明をお願いしたいと思います。

○佐藤財政課長 23ページの一番下のところですね、23目財政調整基金費でございますが、本年度の決算の剰余金を見込みまして、昨今の災害や財源不足に備えとして、利子に加えて3億円の積立金を計上していただくと、それから24目。こちらは市債管理基金費については、今後令和3年度から5年にかけての公債費の増が見込まれておりまして、こちら10億円程度の増が見込まれることから、それに対応するために市債管理基金利子及び9億円の積立金を計上させていただいております。24ページでございます。26目土地開発基金。こちらは、基金の利子の積立でございます。27目公共施設等総合管理基金費でございますが、こちらは先ほど令和2年の歳出の方でもお話をしましたが、公共施設の老朽化のために行財政改革大綱で毎年度目標としている金額。3億円と先ほどご説明さし上げましたが、こちらを3億円の積立金を計上していくというものでございます。

○大橋納税課長 引きつづき、24ページ真ん中の段の2項徴税費3目徴収費1節報酬の減額でございます。かねてより募集しておりました徴収指導員。中々決まりませんで昨年11月からの採用となってしまいました。従いまして4月から10月までの7ヶ月分の賃金をお戻しするものです。139万3,000円減額し、3目徴収費全体では5,

050万4,000円とする予算でございます。以上よろしく申し上げます。

○佐野市民課長 引きつづき、24ページの下段、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。今回の補正理由でございますが、個人番号カードの発行などの事務費につきましては、国の機関であります地方公共団体情報システム機構に委任をしておりますが、通知カード、個人番号カード関連事務の委任等にかかる交付金の見込額等が地方公共団体情報システム機構から示されたため、その事業につきまして増額補正をお願いするものでございます。当初予算額2億2,496万8,000円に今回増額補正をお願いする個人番号カード関連事務交付金として2,248万4,000円を追加し、総額を2億4,745万2,000円とするものでございます。なお、今回増額補正をお願いする交付金につきましては全額国からの補助金となっております。市民課からは以上です。

○真家選挙管理委員会事務局書記次長 25ページをお願いいたします。4項選挙費のうち、2目参議院議員選挙費、3目市議会議員選挙費、4目市長選挙費につきましては、総額で当初予算が2億1,313万9,000円に対しまして、3,709万4,000円の約17.4パーセントの補正減となっております。こちらにつきましては、それぞれ開票事務の効率化によりまして、報償費、いわゆる職員の人件費が大幅に圧縮できたこと、さらに郵便物にバーコードを付けることによる郵便物の割引、さらに市議選と市長選におきます公費負担分の使用率が低かったことから剰余分につきまして減額するものであります。以上でございます。

○五来環境衛生課長 29ページをお開き願います。一番下になりますが、4款衛生費2項環境衛生費でございます。1目環境衛生総務費でございますが、13節委託料では、所有者からの依頼により実施いたしております空地草刈委託の実施面積の減少。また河川堤草刈及びスズメバチの駆除について見込額との差額について不用額を減額補正いたします。30ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金では、合併処理浄化槽の設置が当初見込みより下回ったことによる減額補正でございます。次に3項清掃費でございます。2目ごみ処理費13節委託料でございます。事前委員会でご説明させていただきましたが、一般廃棄物有料化事業におきまして、指定ごみ袋の販売枚数が当初見込みよりも増加いたしましたことから、ごみ袋の在庫を確保するため指定ごみ袋製造等委託料。ごみ袋の作成費用の増額補正をいたします。環境衛生課は以上でございます。

○佐賀環境保全課長 30ページの下段をお願いいたします。1目環境保全対策費でございます。13節委託料の3件を減額するものでございます。土浦市地球温暖化防止行動計画。低濃度PCB廃棄物濃度分析及び処分委託でございます。いずれも入札差金でございます。以上でございます。

○島岡委員長 それではここまでで、何かご質問がございますか。

○久松委員 市債管理基金。これで残高どれくらいなんですか。

○佐藤財政課長 23億8,000万です。

○久松委員 令和5年あたりが公債費のピークになるという事だけれども、これに対応した市債管理基金の必要額というのはどのくらい考えているんですか。

○佐藤財政課長 ピーク想定では大体70億程度想定しております、この市債管理基金をすべて活用するという事ではないんですけれど、近々の課題としては市債管理基金がそれで追いつかないので、一番優先的に積立てを今回行うというものです。今59億くらいのところが大体70億程度に。10億程度増額する見込がございますので、年次で市債管理基金も確保していくというような考え方です。

○久松委員 70億くらいになるだろうというのは、令和5年度あたりではこのくらいになるだろうと。そういう見込みですか。

○佐藤財政課長 はい。

○久松委員 わかりました。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは引続き説明をお願いしたいと思います。

○嶋田消防総務課長 35ページ下段をご覧ください。1項消防費3目消防施設費19節負担金補助及び交付金における茨城消防救急無線指令センター運営協議会負担金に対する一般財源の912万5,000円を減額補正するものでございます。補正の理由につきましても、茨城県より茨城消防指令センターに対し運営に関する財政措置の権限を目的とした補助金1億が支給されたこと及び歳入歳出額が確定したことにより減額補正するものでございます。説明は以上となります。

○佐藤財政課長 39ページをお願いしたいと思います。10款公債費でございます、公債費全体での補正額で4億4,234万6,000円の増額計上ではありますが、こちらについては、1目元金についてですけれど、長期債償還金。減とありますが、こちらは、30年度に繰上げ償還したことによりますその分の減2億4,645万7,000円の減額計上と、その下の括弧繰上げ償還分とございますが、こちらも今回の補正で公債費を削減するために過去に借り入れた借入金のうち、おおむね0.6パーセントから0.8パーセントほどの利率について決算剰余金の予定の財源を活用して公債費削減のため繰上げ償還を行うというものであります。繰上げ償還の額は、説明欄にもあるように7億223万5,000円というものでございます。この繰上げ償還によって今後の後年度の利子は200万円程度の利子を削減できるものと計算しております。2目利子については、30年度の繰上げ償還の利子の軽減分を減額し説明欄の繰上げ償還分。こちらは、増額しておりますが、通常は5月。年度をまたいで5月利子を償還しているものでございますが、3月ごろに繰上げ償還を行うに当たり、先に今年度分の利子は償還していくというものでございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第26号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第8回)第1表歳入歳出予算補正歳入全部、歳出中第2款(総務費)、第4款(衛生費)ただし第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第10款(公債費)、第3表地方債補正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第26号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第8回）第1表歳入歳出予算補正歳入全部、歳出中第2款（総務費）、第4款（衛生費）ただし第1項（保健衛生費）を除く、第8款（消防費）、第10款（公債費）、第3表地方債補正は、原案どおり決しました。

次に、協議事項（2）報告事項に入ります。土浦市職員の給与水準についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**今野人事課長** 23ページをお願いいたします。こちらにつきましては、事前委員会におきまして、吉田（博）委員から提出の依頼があったものでございます。土浦市職員の給与水準について。こちらを説明させていただきたいと思っております。まず、1番目。ラスパイレス指数でございます。こちらは国家公務員の職員構成を基準といたしまして、学歴や経験年数別に平均給料月額を比較いたしまして、国家公務員の給料を100とした場合の指数でございます。令和元年度の本市職員のラスパイレス指数が10年前の96.1パーセントから1.2ポイント低い94.9パーセントとなっております。これは県内44市町村中43位ということで下から2番目に低い数字となっております。特に入庁5年以上20年未満という主事級後半から主任級の指数が主任級前後に固まっているものでございます。それから2番目、平均給料月額。こちらにつきましては、令和元年度の本市職員の平均給料月額につきまして。10年前。こちら33万円になっておりますが、令和元年につきましては、3万1,700円低い29万8,300円となっております。県内44市町村中39位となっております。平均給料月額ですが、こちらは年齢によって変動してくるもので、ベテランが多ければ高くなる。それから組織の若年化がありますと低くなってくるもので。恐れ入りますが下の表の横長2番目の表をご覧くださいと思います。左からラスパイレスとありまして、右から2番目平均年齢とございますが、10年前43.4歳。今年度につきましては41歳ということで、組織の方が若年化をしているということがひとつの要因と考えております。それから3番目。平均給与月額というのがございます。これは給料に各種手当。例えば地域手当ですとか扶養手当。そういった手当を加えたものでございます。こちらは44市町村中8位ということで、上から8番目に高い金額となっております。その理由といたしましては、国家公務員の支給基準に基づきまして、県内で4番目に高い水準の地域手当を支給していることになっているものと考えてられます。地域手当につきましては、四角で囲まれたところに県内主要市の地域手当支給率を参照願います。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**吉田（博）委員** 今回これを出させていただいたのは、私も長い議員生活の中でとにかく土浦市のね職員の給料というのは低いんですよ。ずっと低い。それで今現時点でどうなっているのかなというのを知りたくてね。それで出した訳で、また今回予算を審議するという機会ですから、1年で一番お金に対して、微妙なところでピリピリするようなこの時期に、その職員の給料を知りたかった。以前からねラスパイレス指数がね低いというのは私も知ってたんですよ。今の国家公務員と比べて、国家公務員が100と

しますから。それでいわゆる学歴とかね、そういうものを比べて90何パーセントがいかというようなことをいうだけけれども。学歴なんてもう変わらないですよ。今の市の職員は優秀だからね。せめてねやっぱり理想としてはラスパイレス指数は98に近づけなくてはいけないと私は思うんですよ。これを。これを地域手当でやっているというのは、ひとつのこれは地域手当をやった時も私は覚えてはいますが、ちょっとしたごまかしにしか私には見えなかったね。やはり給料を上げて行かなくちゃおかしい。この平均給与を見てもね。地域手当やっているから8位になっているけれども、10年前からすると1万6,000も低いんだよ。やはり職員の方は、数は減らされてる。数は減って給料も減って、どこにやる気を見出すんだと。いうのが私の持論であるから、これは総務市民委員会の委員の皆さんにも聞いてほしいんだけどね。やはり今の財政状況、今後の財政状況は佐藤課長から話があったように、総務市民委員会の皆さんも厳しくなるのはわかっていると。でもね少しずつでいいからやはり上げて行かないとこれは私がおかしいと思っている。このことは望月部長もね上に、市長あたりにも委員会でそういう意見が出たということをお話してほしい。数字で見たらね。要するに20年くらいの人たちはラスパイレス指数が90前後でしょ。こんな市町村なんか無いよ。どこいったって。これは数字で明らかにしているということも付け加えてください。と思うのですが。部長はどう思いますか。

○望月総務部長 ただいま、吉田（博）委員からご指摘いただいた件。現状、どうなっているのかということで資料を出させていただきましたけれども、ラスの指数の方は、だいぶ前からもうだいぶ低い水準で上がってこなかったと。要因については、やはり若年層のですね、給料を操作できるのは昇格、昇給くらいでございまして、昇格がたぶんほかの自治体と比べると遅いのかなと思っています。大学卒で7年経過しますと主事から主幹という1ランクレベルアップする段階があるんですが、その時点で多分少し遅れがあるのかなと思いますので、この辺はですね、ラスがどんどん下がっていくのはやはりよいことではないと思いますので、食い止めるためにも、よく市長、副市長の方にですね、今日いただいた意見をお伝えしまして検討していきたいと思っています。中々いっぺんに、すぐに目に見えるようには出来ないものですから、長い目で、きちんとですね働き方にもつながるものですから検討していきたいと考えております。

○吉田（博）委員 今が最低だと思って。これ以上上げてはいけないと。これから少しずつでも上げていこうというそういう努力をしてほしいんだ。じゃないとみんなやる気なくなるぞ。働け働け言われて銭安くてさ。それはだめ。絶対だめ。と私は思う。はい。以上。

○篠塚委員 関連してですね、ほかの市町村も首長さんが、地域手当の差が大きすぎちゃっていい人材が集まらないんだというようなことを国でどうにかしてくれというような意見を言った方がいたんですけども、実際の給与の面と地域手当の。お隣のつくばは16ですよ。かなりの差があるのですが、そういうものを含めて人材の確保というのは、あるいは受験者数というのはたくさん来ますけれども。同じ日に同日でやっているの、実際に2次試験まで来たけれど採用取り消しというか、無効で辞退というの

があつたりすると思いますが、その辺の人材確保というのはどうですか。

○望月総務部長 採用につきましては、現在のところ退職者の人数に応じた形で必要な人数を計算して採用試験の方を実施している訳ですけれども。土浦市については、これまで非常に財政厳しいということもありまして、少数精鋭ということで、ギリギリの人数でやってきた中で、やはり募集人数が小さい数字なものですからお隣のつくば市とは比較にならない数字になっているということもありまして、どうしてもやはり、受験する側から見ますと、大きい数字で採用予定があるところでですね、応募が行くという傾向がありますので、その辺も含めて、必要な人材の確保。大事なことだと思っております。そして優秀な人材が集まるようにですね。よく検討したいなと思っております。

○島岡委員長 吉田（博）委員からこのようなお話をいただきましたが、総務市民委員会の総意ということでよろしいでしょうか。

（「よし」という声あり）

○島岡委員長 次に、自動火災報知設備誤作動事案件数についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○谷田貝予防課長 24ページをお願いいたします。事前委員会で海老原委員から質問がありました自動火災報知設備誤作動事案件数について報告いたします。表になってございます。平成30年は学校等が2件。共同住宅9件。福祉施設等が12件。店舗等が12件。合計で35件でございました。令和元年が学校等が1件。共同住宅6件。福祉施設等が8件。店舗等が3件。立体駐車場が2件。合計で20件。令和2年は2月末現在で共同住宅2件。福祉施設等が1件の合計で3件発生しております。なお、誤作動の原因ですが、雨漏り、厨房等の蒸気、湿気等で感知したものが多く、そのほか室温が低い時にエアコンを高温にして設定し強風にした場合。温度差と埃、ちり等で感知する場合がございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

○海老原委員 この件は、すべて消防車は出動しているということで、確認。

○谷田貝予防課長 すべて出場しております。

○島岡委員長 それではこの程度といたします。暫時休憩いたします。

（午後2時20分 休憩）

（午後2時28分 再開）

○島岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。以上で総務市民委員会を終了いたしました。その他執行部から何かございませんか。

○飯泉市民活動課長 本市と姉妹都市を締結しておりますアメリカ・パロアルト市との中学生の交換交流事業について、口頭にてご報告させていただきます。中学生の交換交流事業につきましては、先日皆様にご連絡をさせていただきましたとおり3月14日から出発を予定しておりましたアメリカ・パロアルト市。中学生の派遣につきましては、残念ながら中止ということにさせていただいております。そのような中で先方のパロアルト市におきましても、6月には本市の方に来日を予定しているところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスの関係で事態の収束が見込めないような現状におき

ましては来日が難しいということですのでですね中止という判断をせざるを得ないという連絡がございました。そのため3月の派遣に続きまして6月の来日につきましても残念ながら中止というような状況となっております。説明につきましては以上でございます。

○**島岡委員長** その他、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 委員の皆様から何かございますか。

○**吉田(千)委員** 市民の皆様にとっても関係のあることなので、お願いしたいと。高齢者、高齢のドライバーのサポカー補助金の件でございます。これ市のホームページの方にも生活安全課の方で掲載をさせていただいているところなんです、それより先に状況が進んでいるかと思えますので、ぜひその辺も、委員会の方にですね、資料として簡単なものでいいと思うんです。要は市民の人たちがこの補助金を受けられる体制がこうなっていますよということがわかればありがたいかなと思ったのと。それから市民への周知方法については何か考えていることがあればお伺い出来ればと思います。

○**坂本生活安全課長** 今のサポカー補助金の関係なんです、65歳以上の高齢運転者が、ブレーキの軽減装置とか、ペダルの踏み間違え装置の付いた車を購入する際に補助が出るといったものでして、経済産業省とか国交省の方から3月9日から受付を開始しますよというような内容になっております。以前サポカーが始まりますというようなことで、今生活安全課のホームページの方は案内させていただいております、こちらの方、公表された内容がすべて3月6日以降公表ということでしたので、それを受けまして、入れ替え作業をする段取りとなっております。インターネットを見られないような方のために、広報紙の方4月の上旬号にやはりサポカー補助金の制度が始まりますというようなことで、今掲載させていただくようなことで、広報課の方をお願いをされていて、原稿の方を制作している段階になっております。資料の方は簡単なものがまとまりしだいお配りさせていただきます。

○**吉田(千)委員** ありがとうございます。どうぞよろしく、市民の方々がよくわかる。そういうものにしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。以上です。

○**島岡委員長** その他、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 以上で議案の審査が終了しました。以上で総務市民委員会を終了いたします。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

(執行部退席)

○**島岡委員長** それでは日程に沿いましてその他、各種委員会等委員の選出につきまして、ご協議をお願いいたします。土浦市学区審議会委員、1名を選出願ひします。皆様いかがいたしますか。参考といたしましては、前任者は久松委員でした。

(「異議なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 久松委員よろしくお願ひします。次に、土浦市立学校給食センター運営審議会委員、1名を選出願ひします。皆様いかがいたしますか。参考といたしましては、

前任者は吉田（千）委員でした。

（「異議なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 吉田（千）委員よろしくお願いします。次に政務活動費の審査日を4月27日月曜日10時から行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その他、委員の皆様から何かございますか。

○**吉田（博）委員** 先ほど私委員会でも申しました給与水準についてのことをですね、明日、明後日が予算委員会の総括があるんですけども、総務市民委員会の中の一つの意見として出していただけたらいいのかなあと。

○**篠塚委員** 委員長報告でしょ。

○**吉田（博）委員** 委員長報告で、やっていただけると。内容のことは、録音とかあるから事務局等におまかせしますけれど。

○**島岡委員長** よろしいでしょうか。

○**久松委員** 委員長報告でやるのが一番いいよ。

○**吉田（博）委員** 委員がそれで考えていますということを申し上げた方がいいと思います。

○**島岡委員長** そちらの方を委員長報告で報告させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり。）

○**島岡委員長** 報告させていただきます。他に何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** なければ、事務局から何かございますか。

○**事務局** 予算特別委員会報告書読み合わせを3月18日水曜日9時30分から。委員長報告読み合わせを3月19日木曜日13時から。懇親会については中止となりました。

○**島岡委員長** 以上で総務市民委員会を閉会いたします。長時間大変お疲れ様でした。